

# 平成 2 5 年第 7 回上里町議会定例会会議録第 1 号

---

平成 2 5 年 1 2 月 5 日（木曜日）

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第 80 号)上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 81 号)上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 82 号)上里町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 (町長提出議案第 83 号)上里町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 (町長提出議案第 84 号)上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第 1 2 (町長提出議案第 85 号)上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 (町長提出議案第 86 号)上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 (町長提出議案第 87 号)上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 (町長提出議案第 88 号)上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第 89 号)上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 (町長提出議案第 90 号)上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 (町長提出議案第 91 号)上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計条例

を廃止する条例について

- 日程第 1 9 (町長提出議案第 92 号)上里町地域の元気臨時交付金基金条例について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第 93 号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第 94 号)上里町道路線の廃止について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第 95 号)平成 2 5 年度上里町一般会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第 96 号)平成 2 5 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 97 号)平成 2 5 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 5 請願・陳情について
- 日程第 2 6 議員の派遣について
- 日程第 2 7 (意見書第 13 号)新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)について
- 日程第 2 8 (意見書第 14 号)容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)について
- 日程第 2 9 (意見書第 15 号)国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書(案)について
- 日程第 3 0 (意見書第 16 号)特定秘密保護法の撤廃を求める意見書(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について

出席議員(13人)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 植原育雄君 | 2 番 | 山下博一君 |
| 3 番 | 植井敏夫君 | 4 番 | 高橋正行君 |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 5番  | 納谷克俊君 | 6番  | 中島美晴君 |
| 7番  | 荒井肇君  | 8番  | 新井實君  |
| 9番  | 小暮敏美君 | 10番 | 沓澤幸子君 |
| 11番 | 高橋仁君  | 12番 | 伊藤裕君  |
| 13番 | 根岸晃君  |     |       |

欠席議員 なし

#### 説明のため出席した者

|          |       |           |        |
|----------|-------|-----------|--------|
| 町長       | 関根孝道君 | 副町長       | 高野正道君  |
| 教育長      | 下山彰夫君 | 総務課長      | 木村隆之君  |
| 総合政策課長   | 石原秀一君 | 税務課長      | 中島勇君   |
| 町民福祉課長   | 飯島雅利君 | 子育て共生課長   | 河野光彦君  |
| 健康保険課長   | 関口静君  | 高齢者いきいき課長 | 小暮秀夫君  |
| まち整備環境課長 | 坂本浩之君 | 産業振興課長    | 野田浩一郎君 |
| 下水道課長    | 須田孝史君 | 学校教育課長    | 谷木章二君  |
| 学校指導室長   | 浅見榮君  | 生涯学習課長    | 坂本正喜君  |
| 水道課長     | 須田孝史君 | 図書館長      | 桑原正明君  |
| 郷土資料館長   | 桑原正明君 | 会計管理者     | 橋爪和友君  |

#### 事務局職員出席者

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 横尾邦雄 | 係長 | 戸矢信男 |
|------|------|----|------|

## 開会・開議

午前9時10分開会・開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第7回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（高橋正行君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番伊藤裕議員、13番根岸晃議員、1番植原育雄議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

議長（高橋正行君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において議会運営委員会に審議の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会運営委員長 納谷克俊君発言〕

議会運営委員長（納谷克俊君） おはようございます。議会運営委員長の納谷克俊です。

前期定例会において審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る11月22日に議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会への一般質問の通告者は6名であります。所要時間は質問、答弁を合わせて5時間45分の予定であります。

今期定例会の一般質問の時期は、会期の初めとなります。一般質問は通告順に本日5日が4名、明日6日が2名を行う2日間の予定といたしました。

次に、町長提出議案は、条例の一部改正10件、条例の制定1件、条例の廃止2件、その他として指定管理者の指定、道路線の廃止で2件、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件で、町長提出議案の合計は18件となります。

次に、今期定例会に受理した請願、陳情は4件で、総務経済常任委員会へ3件、文教厚生常任委員会へ1件の付託予定となります。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、本日12月5日から12月13日までの9日間といたしました。

以上をもって今期定例会の会期日程等についての議会運営委員会の報告といたします。

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月13日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（高橋正行君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいただきます。

事務局。

〔事務局朗読〕

日程第4 町長の行政報告について

議長（高橋正行君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬12月に入り、何かと気ぜわしい季節となり、体調管理に気をを使う季節となりました。

本日、ここに平成25年第7回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに御多用の中、御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして、御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

先週の木曜日には、議員の皆さんにも出席をいただき、上里中学校校舎棟の竣工式典を行うことができました。その後、引っ越しを済ませて、12月2日より生徒たちは新しい校舎で授業を始めました。改めて議員の皆様にも厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、政府は、「第三の矢 日本再興戦略」の実行を加速し、強化するため、規制・制度改革のための基盤整備を初めとした成長戦略の当面の実行方針を定め、政府一体となって強力に推進することとしておるところでございます。内閣府の11月の月例経済報告では、「景気は緩やかに回復しつつある」としております。要因には、私たちの生活に大きくかかわる、社会保障の安定財源の確保を図るための消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要も見込んでいると思われれます。消費税の引き上げは、今後私たち住民生活に直接かかわるだけでなく、町の財政運

営にも影響を与えるものと考えております。

また、長年続いた米の生産調整（減反施策）につきましても、5年後をめどに廃止することも決定をされております。この大転換は、米農家だけではなく、農業施策にも大きな変化をもたらすこととなります。これらの問題を注視しながら、町民のための行政施策に取り組みなければならないと考えております。

本定例会には、下水道事業と水道事業を統合するための関連した条例改正案等、一部改正や廃止12件、基金条例の制定1件、指定管理者の指定1件、道路線の廃止、補正予算の3件を提出議案とさせていただいたところでございます。

それでは、御提案申し上げます条例関係についての概要を申し上げます。

公共下水道事業と水道事業の組織の統合による下水道課の廃止をはじめとし、職員定数条例や下水道条例の一部改正、水道事業の設置等に関する条例の一部改正などの改正、そして、消費税率の引き上げに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正などがございます。

また、国から交付される地域の元気臨時交付金を積み立てる基金の設置条例、図書館の指定管理者の指定、道路線の廃止などを提出させていただいたところでございます。

次に、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計におきましては、国から交付される地域の元気臨時交付金の一部を基金に積み立てるほか、他基金への積み立てや各施設の維持補修費、税の収納率向上のため、納税推進コールセンター業務委託などの歳出を計上させていただきました。

歳入につきましては、地方交付税や国庫支出金、繰越金等が主な財源となっております。

歳入歳出補正額は3億9,286万7,000円を計上させていただきました。また、繰越明許費や債務負担行為補正、地方債の補正も計上しております。そのほか特別会計では、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計の補正を提出させていただいたところでございます。

提出議案につきましては、慎重審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、9月定例会以降におきます主な行政報告を申し上げます。

9月から11月にかけては、町民体育祭をはじめとした多くの行事が行われ、議員の皆さんにはお忙しい中出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、上里サービスエリア周辺整備事業につきましてですが、上り線側に進出する2社の企業については、売却の手続が順調に進んでおり、先日、残金も全額支払われたところでございます。今後も残されている用地について、企業誘致にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、念願でありました古新田四ツ谷線の開通が、本庄警察署等調整した結果、12月19日に

開通式を行うことになりました。議員の皆さんにも参列をお願い申し上げる次第でございます。

先月の11月23日には、国道17号本庄道路の起工式が行われ、新しい橋からの着工となります。この道路は、渋滞の緩和や交通事故の減少など、地元地域だけではなく、首都圏と上信越方面を結ぶ幹線道路として大きな期待をしておるところでございます。

次に、冒頭でも触れさせていただきましたが、上里中学校の校舎棟についてですが、先日の11月28日に議員の皆様や上里中学校建設委員会の皆様など、多くの関係者の皆様が参列して、竣工式並びに内覧会を行ったところでございます。

耐震基準を満たしていないことで多くの学校関係者等から早急の対策を求められた中で、明るくモダンで学習環境や自然環境にやさしい新校舎棟が竣工し、大変うれしく思っております。

次に、9月定例会で議決をいただいた図書館、郷土資料館の指定管理者導入の経過ですが、10月1日に公募説明会を行い、5団体が参加しました。その後、10月22日から11月1日まで申請書を受け付け、3団体が申請をしております。

11月14日には、副町長を委員長とする指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査結果をもとに候補者決定、通知をいたしました。そして、先日の11月28日の教育委員会で審議し、議決をいただいたところでございます。町民の学習の場として、より一層サービスの向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、秋の行事となっております10月13日の町民体育祭と11月4日のふれあいまつりですが、今年は両日ともに天気に恵まれ、例年以上に参加者や来場者が多くなりました。特に町民体育祭での「こむぎっち体操」のお披露目には、制作者の石崎朔子氏みずからが解説や指導をしていただき、素晴らしいお披露目となりました。また、ふれあいまつりにも再度来ていただき、普及に大きく貢献をいただいたところでございます。

ちなみに、町役場でも12月2日より始業前に「こむぎっち体操」を行う取り組みをしておるところでございます。

最後になりますが、9月定例会以降の行事等について報告をさせていただきたいと思っております。

10月2日、金婚式が行われ、今年を対象者が25組でございました。

10月6日、20日、5館の公民館、児童館、男女共同参画推進センターまつりの開催がされたところでございます。

10月7日、神保原駅南土地区画整理事業竣工記念碑除幕式典を駅南ロータリーで行いました。

10月19日、社会福祉協議会の主催によりますふれあい旅行（沼田方面）、250名近い参加を得られたわけでございます。

10月27日、町民ハイキングが開催され、水戸の千波湖周回コースに約200名の参加者がござ

いました。

11月2日、第46回上里町文化祭開会式が行われました。展示部門は11月30日まで町役場町民ホールにおいて開催をされたところでございます。

11月3日、上里町表彰式典で22名1団体が表彰されたところでございます。

11月10日、上里町消防団特別点検が行われ、上里中学校校庭で、日頃の消防操法訓練を披露いたしましたところでございます。

11月16日、第2回人権講演会開催、「いじめ・キレる子どもの目線」と題して、笹岡先生より講演をいただいたところでございます。議員の皆さんにもたくさん参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様にはお忙しい中、多くの行事等に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告といたします。今後とも町政推進に当たりましては、議会議員の皆様のご指導、御協力をよろしくお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長（高橋正行君） 以上で町長の行政報告を終わります。

#### 日程第5 諸報告について

議長（高橋正行君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、報告します。

次に、郵送で提出されました道州制推進基本法案に反対する意見書の提出に関する要望の件、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の件、以上の2件については、参考にその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正についての件が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承を願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時30分休憩

午前9時31分再開



議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（高橋正行君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番の新井實でございます。議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きな項目で6項目ございます。(1)としまして、地域防災計画の見直しについて、(2)としまして、児童・生徒の救命救急について、(3)としまして、医療・介護費の抑制方法について、(4)としまして、町の安全・安心施策の推進について、(5)公共施設の再配置・集約化について、(6)高齢者の社会的孤立についての対応と対策についてであります。

それでは、(1)から各項目順に従って質問をさせていただきます。

(1)防災計画の見直しについて。

地域防災計画における「竜巻」という新たな脅威への対応と対策について。

越谷市を襲った竜巻が9月2日にあり、はや3カ月を過ぎようとしています。越谷市の地域防災計画を見ますと、「気象」の項目には、「竜巻などの気象災害の少ない地域にある」と書かれています。

洪水などによる水害への予防計画や河川の氾濫時の対応などについては詳しく書かれていますが、竜巻についての記述はわずか2行。「竜巻が来襲する場合で、特に情報入手が難しい夜間では、場合によっては防災行政無線運用細則によらず、柔軟に情報提供を行うことも検討する」とだけ書かれています。市の担当職員は、「情報伝達の手順などは、台風と共通する部分も多く、今回は応用して対応した」と説明しております。

しかし、今回の竜巻は、何本もの電柱が倒れ、横転した車が路上を塞いだり、住宅の全壊が30棟に達するなど、台風や水害とは異なる大きな被害が出ました。瓦れきの量は想像を超え、1万2,000枚備蓄していたブルーシートは約半分近くがなくなったとのことであります。ある職員は、「今回は被害を受けた地域が限られていましたが、もっと広範囲だったら、周辺の市町や県からの応援が必要だったかもしれない」と話しています。

罹災証明書の申請は多い時で1日200件に上り、発行までに長い時には二、三週間かかったとのこと、当初は危機管理課の窓口で受け付けていたが、廊下で待たされる住民の長い列がで

きて、急遽大会議室に変更、発生から4日が経って、昨年被害に遭った茨城県つくば市に職員を派遣し、建物の損壊判定のマニュアルづくりを学ぶなど、大慌てで対応する一幕もあったとのことであります。

熊谷市でも、9月16日の竜巻発生から1カ月以上がたった時点でも、まだ資産税課の職員が住宅の損壊状況を調べているとのこと、損壊状況の調査後に出される罹災証明書の発行が遅れると、受けられる支援も遅れてしまうとのことであります。

上里町で、もし竜巻が発生した場合、町の現在の地域防災計画の中で、竜巻の発生に対しての位置づけ及び被害に対する対応と対策はどのようになっているのか、関根町長にお伺いいたします。

また、竜巻の被害を受けた場合、上里町では見舞金を住宅が全壊、半壊、一部損壊の場合、それぞれ幾らくらいずつ支給されるのか、関根町長にお伺いいたします。

(2)児童・生徒の救命救急について。

児童・生徒の救命救急を円滑に促進するための「子ども安心カード」の導入について。

児童・生徒の救命救急を円滑に行うため、群馬県渋川市教育委員会が導入した「子ども安心カード」が注目を浴びています。既往歴やアレルギー症状の有無などを記したもので、学校などで緊急事態が起きた場合、救急隊員に手渡します。個人情報を外に出すことから、渋川市教育委員会は、事前に保護者から同意を得ており、文部科学省や総務省・消防庁は先進的な取り組みとして高く評価しております。

東京都調布市の小学校で、昨年12月、食物アレルギーのある女子児童が昼食後に死亡する事故が発生しました。これを受け、渋川市教育委員会は消防と協議を重ね、連携を強化することにしたといたします。ここで考案したのがA4判1枚のカードであります。保護者には緊急連絡先をはじめアレルギーの内容や服用薬、主治医など多岐にわたる情報を記入してもらうとのことであります。制度開始の6月中旬までには、市立の幼稚園5園、小学校17校、中学校10校のほぼ全部の家庭から同意を取りつけたようであります。このカードを活用した搬送は、9月11日現在で既に6件を数えているといたします。

「全国に広がることを期待したい」、渋川市教育委員会の取り組みに賛同する投書が埼玉県幼稚園職員から読売新聞に届いたとのことであります。渋川市教育委員会によりますと、全国の教育委員会や市会議員から既に50件を超える問い合わせがあり、「導入を検討したい」（宮城県柴田町教育委員会）というところもあります。

渋川市広域消防本部の救急救命士は、「1分1秒を争う時、迅速に情報を把握しなければならない。その点では、一目でわかるカードは有効性が非常に高い」と指摘しています。私としては、この「子ども安心カード」は、アレルギー対策だけでなく、災害や集団の熱中症など、

重症・重傷者が多数出るような事態にこそ、一層の効果が発揮できると考え、また、今後は個人情報紛失、流出を防ぐ保管方法などの課題が解決できれば、児童・生徒の救命救急の促進方法としては最適と思っており、上里町の小・中学校でも早急にこの「子ども安心カード」の導入をお願いしたいと考えているところではありますが、関根町長及び下山教育長の見解をお聞かせください。

渋川市の取り組みを評価する獨協医科大学の吉原重美准教授（小児科）は、子どもの救急処置について、「保護者、地域の医療機関、学校、消防が一体となって対応する仕組みづくりが重要で、特に重度の食物アレルギーを持つ場合は、事前に消防、医師が把握しておくことが望ましい」と話しております。

### (3)医療・介護費の抑制方法について。

医療・介護費の抑制に対する政策的な取り組み方法について。

厚生労働省が医療・介護費用の伸びを抑える新たな目標を掲げました。急速な高齢化で、国民の医療・介護費は、2025年度には現在の48兆円より約35兆円増える見通しであります。この伸びを5兆円程度圧縮することを目論んでおります。

社会保障制度を維持していくには、医療・介護費の抑制を絵に描いた餅にはなりません。

サラリーマンが加入する健康保険組合は、高齢者医療への巨額の負担金により、5年連続で赤字に陥っています。健保財政は破綻寸前に追い込まれています。

上里町でも、年間の医療・介護・福祉費の総額はおよそ60億円に達し、国民健康保険支払基金一つをとっても、年間25億円以上の負担額になってしまっております。上里町の年間の歳出の3分の1強を医療・介護・福祉費が占めており、国と同じようにこの歳出が毎年2億円、3億円と増え続けておりますので、何らかの方法で、特に医療・介護費の抑制方法を考えていかなければ、やがて町の財政も破綻に追い込まれ、再建団体になりかねません。

対策の柱として、私はまず第一にメタボ健診の受診率を向上させ、生活習慣病の予防を掲げます。また、現実的な対策として期待されるのが肺炎の予防です。高齢者の死因の中で、がん、心臓病に次ぎ多く、寝たきりの原因ともなります。ワクチンを接種すると、肺炎の発症率が約3分の1に減るとされ、厚生労働省は接種の普及によって肺炎の医療費を6,000億円程度削減できると試算しています。

現在は自己負担となっている接種を公費で受けられるようにすれば、予防効果はさらに高められます。急増する糖尿病についても、高額な医療がかかる人工透析を減らす予防策の検討が必要であります。

医療費の無駄遣いにも切り込まねばなりません。日本人は他の先進国と比べ、医師にかかる回数が多いとされています。複数の病気を持つ高齢者が「はしご受診」をしがちだからであり

ます。

広島県呉市では、医療機関が診療報酬を請求する際の明細書であるレセプトを調べ、月に15回以上受診した高齢者に保健師が訪問指導を実施、その結果、重複した受診や投薬が減り、医療費が削減できたといえます。

以上のような医療・介護費の抑制例を参考にして、上里町でも本格的な医療・介護費の抑制に対する政策的な取り組みを検討していただきたいと思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

#### (4)町の安全・安心施策の推進について。

人が多数出入りしたり通る駅・大型商業施設や小・中学校、公共施設及びその周辺に防犯カメラを計画的に設置する施策の推進について。

昨年から今年にかけて、京都府で登校中の小学生の列に暴走車が突っ込む事故が相次ぎました。国は昨年、全国で通学路の緊急点検を行いました。危険対策が済んでいない地域も少なくありません。子どもたちの安全を確保するため、どんな取り組みが有効なのでしょう。

最近、ニュースを聞いておりますと、夜遅く女性が会社の帰りに歩いていて、オートバイに乗ってきた男にひたたくりに遭ったり、また、ちゃんと歩道を歩いて通っているのに、見知らぬ通り魔にナイフで切りつけられて重傷を負ったり、また、朝通学路を学校に向かって登校中の小学生の列に酔っ払い運転の車が突っ込んで、何人もの死傷者を出す事故などが全国で毎日起こっています。

本年1月19日の夜半には、神保原駅北口構内で埼玉県と群馬県内の六十数名による暴走族グループの抗争事件があり、地元関係者だけでも十数名が逮捕される事件なども発生しています。

以上のように、何年たっても減らない犯罪や事件に対しては、人の力では毎日24時間安全・安心のための監視活動が継続できません。テレビのニュースや新聞などを毎朝見ていると、通り魔、ひたたくり、ひき逃げ事件やコンビニ強盗事件の犯人の逮捕の証拠やきっかけに、防犯カメラが有効な手段となっております。

上里町で小・中学校の通学路の危険箇所や人が多数出入りしたり通過する神保原駅構内、大型商業施設及び小・中学校並びに町の公共施設の出入り口やその周辺に、防犯カメラを3年か5年くらいの期間で計画的に設置する施策の推進を私としては早急にお願いしたいと思いますが、関根町長及び下山教育長の見解をお聞かせください。

防犯カメラの値段は、普通のものであれば30万円前後くらいで買えるような話を聞いておりますので、年次計画を立てて1年に二、三カ所ずつ設置していくなれば、町の極端な財政負担にはならないと思いますので、是非、平成26年度から実施をお願いしたいと考えております。

#### (5)公共施設の再配置・集約化について。

上里町の保育所・学校・公民館や人が多数集まる公共施設等の再配置・集約化について。

全国の自治体の多くで、学校や保育所、公民館などの公共施設の集約化が大きな課題となっております。人口急増期の昭和40年代から50年代頃にかけて建設された公共施設が老朽化で耐震診断や建て替えの時期を迎える一方、財政難によりすべての施設を更新するだけの財源確保が難しいからであります。

人口7万人の鶴ヶ島市の場合、小・中学校や公民館など、主要な公共施設だけで35の施設があります。全施設を大規模修繕すると、55億円程度の支出が見込まれるというようであります。ただ、鶴ヶ島市も財政状況の悪化で、全施設の改修を進めるのは難しく、「アセットマネジメント」と呼ぶ施設の合理的な再配置・集約化が避けられないとしています。建物が老朽化し、更新期を迎えた公共施設で「アセットマネジメントの第2、第3の候補となる施設は少なくなる」（萩原良智総合政策部長）といえます。施設の再配置などには住民の意見を得るための努力が欠かせません。公共施設の建て替えなどを想定し、鶴ヶ島市は、東洋大学と連携し、設計の初期段階から縮尺模型を使った住民との討議を繰り返す試みを始めています。そうした取り組みを本格的なアセットマネジメントにどう生かしていくか、同市の次の一手が注目されております。

上里町でも、今後は特に中央公民館をはじめコミュニティセンター、七本木公民館、長幡公民館、賀美公民館などの老朽化による耐震診断や補強・修繕工事が必要となっており、公共施設の再配置・集約化を急ぐ必要に迫られてきていると私は思いますが、関根町長、下山教育長の見解をお伺いいたします。

特に七本木公民館などは老朽化が激しく、9月25日の26号台風では屋上の防水シートが傷んでいて、2階の天井裏から大会議室や八畳間の畳部屋の和室に雨漏りして、雨漏りが蛍光灯の近くにしみ出して、漏電のおそれがある危険な状態となっております。七本木公民館は全体に老朽化がひどく、近くに七本木児童館、男女共同参画センターなどがありますので、そちらのほうに再配置・集約化したらいかがでしょうか。関根町長及び下山教育長の見解をお伺いいたします。

(6)高齢者の社会的孤立についての対応と対策について。

高齢者の社会的孤立に対する特に急がれる「孤立死・認知症」の対応と対策についての町の取り組みと支援について。

厚生労働省研究班の統計によりますと、2012年時点で65歳以上の高齢者3,079万人のうち認知症の人は462万人でした。認知症になる可能性がある経度認知障害の人も約400万人と推定され、65歳以上の約4人に1人が認知症かその予備軍となっております。また、認知症の有病率は年齢とともに高くなり、85歳以上では4割を超えるとのことであります。日本の平均寿命は女

性が世界一で、男性は5位、平均寿命が延びることで、認知症はまだ今後も増えると予想されています。また、一方では、高齢者の社会的孤立が増え続けております。孤立が増えると気づきが遅れて認知症が進み、外に出ないため、運動機能が低下して、介護を受ける人が増える可能性が高くなります。今後大幅に増える医療や介護分野の費用を抑制する観点からも、その対策を急がなければならないと思います。

中でも、男性の孤立が深刻化しているとのことであります。これまで仕事一筋に生きてきた男性が、定年後に地域社会に馴染めず、家に閉じこもるケースが多いと聞きます。家に閉じこもっていることはとても辛いことです。外に出るきっかけがなく、なかなか出口が見えにくくなってしまっております。

東京都日野市では、高齢のひとり暮らしや高齢者だけの世帯を対象に、「高齢者見守り支援ネットワーク」を実施しているとのこと。この制度は、市内の地域包括センターを中心に、警察や消防など公共機関と地元のお店など協力事業所、地域のボランティアで構成される「ふれあい見守り推進員」が連携、見守り支援を行っています。「地域を挙げて孤立化の芽を摘む」（市高齢福祉課）ために考えられた仕組みとのこと。

今年7月末現在登録されている見守り対象の高齢者は167人、協力事業所は370事業所、ふれあい見守り推進員は232人に上る。中でも、推進員の活動がポイントになるとのこと。推進員は玄関先の声かけや見守りを行い、その活動を毎月レポートで提出します。推進員の声かけや見守りは、「さりげなく、無理がない」がキーワード。高齢者も推進員もお互いが「心地よい」関係を目指して取り組んでいるとのこと。

また、地域の高齢者が気軽に交流できる場所として、ふれあい交流型のサロンを6カ所開設して、サロンにはボランティアが常駐し、話し相手になっているとのことでもあります。

上里町でも高齢者の社会的孤立に対する特に急がれる「孤立死・認知症」の対応と対策について、「日野方式」を施策の一つの参考例として、今後の町の取り組みと支援について、関根町長の見解をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 最初に、新井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1番の地域防災計画の見直しについて、の地域防災計画における「竜巻」という新たな脅威への対応と対策についての御質問をいただいたところでございます。

上里町の地域防災計画は、平成24年度に見直しを行い、以前の地域防災計画に記述のなかつ

た竜巻に対する対策を、災害予防計画「第14節 竜巻・突風対策」ということで位置づけております。

その内容といたしまして、竜巻の発生は予測が困難であり、可能な限り早く情報収集を行う、2つ目としまして、近隣で発生する可能性が高い場合は、防災行政無線等で危険な状態であることを伝える、3番といたしまして、住民へは、「窓から離れる」、「2階よりも1階に移動する」、「外にいる場合は近くの頑丈な建物に避難する」、「飛来物に注意する」など、身の守り方を広報する。次に、竜巻の襲来を住民が認識できないことも考えられるため、緊急の場合は避難誘導を行うといったことが記載をされておるところでございます。

また、実際に被害が発生した場合は、上里町地域防災計画に記載された災害救急対策計画に基づき、救助や避難所開設、生活支援等を行い、被害が甚大な場合は、自衛隊や県防災ヘリコプターの派遣要請、広域応援の受け入れや復興と生活再建支援を行うこととなっております。

また、罹災証明書の発行業務につきましては、国が示した「災害の被災認定基準」等に基づき、地震、水害、風害によって建物の損壊状況を現地調査する必要があります。専門的な知識やデータを要するため、多数の罹災証明書を発行する必要性が生じた場合は、防災担当職員と固定資産税担当職員が協力し合い、消防署の協力を得て対応したいと思っております。

また、上里町の見舞金につきましては、「上里町火災風水害見舞金規程」により、住宅が全壊の場合は3万円、住宅半壊の場合や附属建物の場合は2万円以内となります。住民が重傷を負った場合には2万円、死亡した場合には3万円をあわせて支出することになっております。

竜巻の発生は予測が困難であります。被害を最小限にするために、あらかじめ風害に対して飛来しやすいものを撤去したり、倒れやすい木を伐採しておくことなども地域防災計画には記述されており、今後広報紙等で住民に対しても啓発をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の児童・生徒の救急救命について、の児童・生徒の救命救急を円滑に促進するための「子ども安心カード」の導入についてでございます。

子どもたちの命を守ることにつながる各小・中学校の救命救急への対応につきましては、大変重要なことであると考えております。学校現場で食物アレルギーによる痛ましい事故が発生したことは記憶に新しいことでございます。二度とこのようなことがないように、学校では緊急事態が発生した際に、速やかに適切な引き渡しや救急処置ができるように、消防や地域医療などの関係機関との連携体制を築いておくことが大切であると考えております。

なお、児童・生徒の救命救急を円滑に促進するための「子ども安心カード」の導入につきましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁を

させていただきたいと思います。

次に、3番の医療・介護費の抑制方法について、医療・介護費の抑制に対する政策的な取り組み方法についてですが、新井議員御指摘のとおり、町の医療・介護費用につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険を含め、平成20年度には53億6,000万円ほどでありましたが、平成24年度は64億3,000万円ほどと年々増加傾向にあります。

初めに、医療費の抑制に対する取り組みにつきましては、町は「メタボ健診」とも呼ばれている特定健康診査を実施しているところでございます。これは、特定健診を受診することによって生活習慣病を予防し、また、特定保健指導を受けることによって、食生活の改善や適度な運動習慣を身につけることができ、病気の早期予防に効果があるものとして取り組んでいるところでございます。

町の特定健診の受診率は、平成21年度は28.6%、平成22年度は30.4%、平成23年度は30.8%、平成24年度は32.9%と、年々上がっております。平成25年度もワープ上里において、国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者の方などを対象に追加分を含めて17日間、2,170の方に足を運んでいただき、受診をしていただいたところでございます。

また、肺炎による死亡者の9割以上を高齢者が占めている現状を考えると、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種は極めて重要な課題であり、現在国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について議論がなされている状況でございますので、国の動向により対応してまいりたいと考えております。

その他、ジェネリック医薬品の普及促進を図るため、昨年度から高血圧や糖尿病など、生活習慣病に関する薬剤を利用されている方を対象に、ジェネリック医薬品利用差額通知書をお送りしたり、レセプトの点検を実施することによって、同じ疾患で複数の医療機関を転々したり、頻繁に受診したりする被保険者を対象に、保健師による訪問指導を実施し、医療費の抑制に努めているところでございます。

しかし、町の国民健康保険の被保険者の方で人工透析など高額な医療を必要とする長期高額特定疾病の該当者数は、平成20年度は20人でしたが、平成24年度は30人と増えており、特定健診の受診率の更なる向上により、予防対策の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、介護費の抑制に対する政策的な取り組み方法についてでございます。介護保険事業とともに、介護予防にも力を注いでおり、介護認定を受ける前の比較的元気な高齢者を対象に、かみさと荘での健康講話や公民館の「せせらぎ大学」や「サルビア学級」とタイアップした介護予防教室、住民主導型の筋力アップ体操普及事業、運動・栄養・口腔の複合プログラム「元気はつらつ教室」、認知症予防のための「笑って動いて元気教室」を行っておるところでござ



います。

もっと元気な高齢者の方々には、余暇を生かして働けるシルバー人材センターの活用や公民館における生涯学習講座、社会福祉協議会で行っている高齢者支え合いサービス事業の協力ボランティア、学校応援団や放課後子ども教室の学習ボランティアなど、高齢者が活躍できる場を充実させ、健康づくりとあわせて生きがいがいづくりにも取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに、今年度は健康・体力づくりのため、マスコットキャラクター「こむぎっち」をモチーフとして制作いたしました「こむぎっち体操」を普及してまいります。この体操を日常生活の中にうまく取り入れ、健康増進を図っていただくとともに、特に高齢者の方には積極的にこうした介護予防のための講座や教室に参加され、介護サービスを利用することなく、いつまでも元気で生活していただければと思っております。

次に、4番の町の安全・安心施策の推進について、人が多数出入りしたり、通る駅・大型商業施設や小・中学校、公共施設及びその周辺に防犯カメラを計画的に設置する施策の推進についての御質問に関して答弁をさせていただきたいと思っております。

上里町では、平成25年9月補正予算で、JR神保原駅周辺に防犯カメラを3台設置することといたしました。防犯カメラは、心理的な犯罪抑止効果や犯罪等の早期発見による被害拡大防止効果があり、また、犯罪捜査においても欠くことのできないツールであるとして、来年3月までに、駅南ロータリーに2台、駅北ロータリーに1台を、既存の照明灯の柱に設置する予定でございます。本庄警察署からも犯罪が起きやすい神保原駅周辺への設置を強く要望されておりました。設置費を含めた金額は、1台当たりおよそ40万円でございます。補助率2分の1の防犯共助県づくり事業補助金を活用して設置するものでございます。

防犯カメラの設置とあわせて、「防犯カメラ作動中」の表示も行いますので、犯罪や事件を未然に防ぐ抑止力となることを期待しております。また、撮影されたデータについては、警察の要請があれば、保護されたSDカードで提供することができます。新井議員の御質問のとおり、犯罪発生時の捜査の手かがりとすると思っております。

さて、学校や町の公共施設、通学路の危険箇所、駅、大型商業施設等に3年から5年の期間で計画的に防犯カメラを設置したらどうかという御提案でございますが、駅や大型商業施設につきましては、既に施設側で各所に設置を行っているようでございます。防犯カメラの設置には、本庄警察署、各施設等とも協議が必要となりますので、町といたしましては、財政負担を考慮しながら、公共施設への計画的な設置を検討してまいりたいと考えております。

なお、学校施設への設置に関しましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

続きまして、公共施設の再配置・集約化につきまして、の上里町の保育所・学校・公民館

や人が多数集まる公共施設等の再配置・集約化について、総括的内容に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

御質問にあるとおり、昭和40年代から50年代頃にかけて建設された公共施設について、老朽化、耐震化、建て替え時期などから、更新費用の推計をし、人口動態と財政状況を勘案し、今後どのようにしていくかを考える「アセットマネジメント」という考え方がここ数年で注目をされており、埼玉県内では鶴ヶ島市などが先行して取り組んできておるところでございます。

さて、上里町でも昭和40年代から50年代頃にかけて建設された公共施設が全体の約50%を占めており、同じように更新の時期を迫っており、課題と認識しておるところでございます。こうしたことを踏まえ、平成23年度には庁内に「公共施設見直し検討委員会」を発足させ、平成24年度には外部機関として埼玉県職員、早稲田大学教授や町民代表など、有識者も加えた「公共施設見直し懇談会」を発足し、「上里町公共施設再配置等見直しについての提言書」をまとめ、課題や今後のあり方について具体的な提言をいただいております。その中で、「アセットマネジメント計画の必要性」が挙げられ、現在、当該分野で専門性が高い東洋大学と連携し、町内公共施設について、建築年、構造、法令上の制限、経費、利用状況などを整理した「公共施設白書」を作成し、これらの更新費用を推計し、人口等社会状況を勘案したマネジメント計画を策定しております。

御質問にあります旧耐震基準で建設され老朽化が懸念される公共施設につきましては、「上里町建築物耐震改修促進計画」により優先度の高いものから耐震診断を行っております。来年度は避難所として指定がある施設、老人センター、七本木公民館、中央保育園、長幡保育園、長幡公民館の5施設について、「避難所施設耐震診断業務委託」を実施しており、七本木公民館についてもこの結果を勘案した改修計画の策定が必要になると認識しております。町といたしましては、公共施設全体の資産管理のあり方を公共施設アセットマネジメント計画で定め、これに基づいて個々の課題に対応してまいりたいと考えております。

また、七本木公民館と男女共同参画センターの集約につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと考えております。

次に、6番の高齢者の社会的孤立の対応と対策について、高齢者の社会的孤立に対する特に急がれる「孤立死・認知症」の対応と対策についての町の取り組みと支援については、ひとり暮らしの高齢者につきましては、民生委員が各地域で平成25年度は622名の高齢者の見守りをしており、社会福祉協議会の調理のボランティアとも協力し、ひとり暮らし高齢者の希望者には、作りたての弁当を宅配するハッピーランチサービスを月1回で年間12回行い、延べ人数で1,426人の利用者の安否確認を含めた見守り活動を行っております。

また、町で実施している高齢者等給食サービスは、要支援・要介護状態にならないように、

在宅の高齢者世帯及び虚弱なひとり暮らし高齢者に、利用者1人に対し週5日以内という条件つきですが、栄養バランスのとれた給食を委託業者が調整し、居宅へ配達する際、やはり利用者の安否確認を含めた見守り活動を行っております。こちらの利用者は延べ945名でございます。

さらに、年に一度75歳以上の高齢者について、敬老記念品を民生委員さんから手渡しで配布をしてもらい、安否確認を行っております。また、新聞販売事業所や郵便事業者、牛乳販売店など、町内の事業所にも協力をいただき、見守り活動を行っております。今後はこうしたネットワークを拡大し、見守りを強化していく必要があるかと思っております。

さらに、民生委員においては、ひとり暮らし高齢者宅へ個別訪問や支援が必要な方が地図上に記入してある「地域支えあいマップ」を活用した見守り活動を積極的に行っておるところでございます。

また、地域包括支援センターでは、年に一度高齢者の心身の状況を把握するため、生活機能基本チェックリストを送付しており、その中でうつ気味であるとか、意欲がないとか、閉じこもりがちであるとか、気になる点を申告していただいた方については、保健師等が家庭を訪問し、生活状況を把握した上で生活指導等を行っておるところでございます。

次に、ふれあい交流型のサロンにつきましては、今後社会福祉協議会と連携し、東京都日野市の取り組みを参考にしながら、検討してまいりたいと、このように考えております。

今後は国でも提唱しているとおり、当町におきましても、高齢者が自己の尊厳を保ちつつ自助努力を基本としながらも、長年住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、適切な介護・医療サービスを提供し、ボランティア等による住民活動などインフォーマルな支援等も含め、自助、互助、共助、公助のサイクルを確立し、高齢者を包括的にケアする「地域包括ケア」が求められると思っております。

こうした中、東京都日野市の取り組みについては、先進的な事例で大いに参考にすべきものだと思いますので、引き続き研究し、実施して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 新井議員の私に対する御質問に順次お答えさせていただきます。

2、児童・生徒の救命救急について、児童・生徒の救命救急を円滑に促進するための「子ども安心カード」の導入についてにお答えさせていただきます。

渋川市教育委員会が導入した「子ども安心カード」の上里町への導入についてでございますが、議員お話のように、「子ども安心カード」は、緊急時に幼児・児童・生徒を救急隊員に引き渡す際に、園、学校から救急隊に提示する個人カードでございます。園や学校から幼児・児童・生徒の個人情報を出すことから、事前に保護者から情報の開示の同意を得ているという点が先進的な取り組みであると考えております。

さて、上里町の小・中学校での取り組み状況についてお話をさせていただきます。

上里町では、すべての児童・生徒の保護者に対し、保健調査票と緊急連絡カードと名づけた2種類のカードを小学校入学時に提出いただいております。そして、中学校卒業までの9年間、学校で活用いたしております。これらのカードには、食物アレルギーや既往歴、緊急連絡先やかかりつけの病院など、「子ども安心カード」よりさらに詳しい情報の記入をお願いしているところでございます。

また、学校で緊急事態が起きた場合、救急隊員や医師に伝えるべき内容については、「緊急時医師に伝えること」という欄を設けておりますので、緊急時には救急隊員や医師に情報提供をして、速やかな救命対応ができるよう連携を図っているところでございます。

これらのカードは町の学校保健委員会で検討を重ねて作成したもので、全小・中学校で統一した様式を使用しております。また、管理面では、情報の流出を防ぐため、マル秘扱いの両面カードとし、鍵のかかる書棚で保管をしております。

このような取り組みを実施しておりますので、現在渋川市の「子ども安心カード」の導入につきましては、町の取り組みで御説明申し上げましたように、内容を補完しておりますので、町の現在活用しているカードをさらに使いやすいように改善を図り、活用していきたいと考えております。

学校現場では、食物アレルギーをはじめ痛ましい事故が繰り返し発生しております。教育委員会といたしましては、学校や地域の医療機関が一体となって児童・生徒の救命救急に対応できるよう、各学校を指導するとともに、関係機関とのよりよい連携づくりについて全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、4、町の安全・安心施策の推進について、人が多数出入りしたり、通る駅・大型商業施設や小・中学校、公共施設及びその周辺に防犯カメラを計画的に設置する施策の推進についてのうち、小・中学校への防犯カメラの設置を推進することについてお答えいたします。

児童・生徒が安全に安心して学校生活を過ごせる環境を確保するため、不審者や不法侵入犯罪等を未然防止する上から、防犯カメラの設置は大変意義あることと感じております。

また、夏場のプール侵入、校舎のガラスが割られるなど、夜間のいたずらについて新聞等で報道されており、児童・生徒の安全を確保する上からも、学校施設の防犯対策を講ずることが

必要であると考えております。

ついては、他の公共施設の防犯カメラ設置計画の中で検討していただきたいと考えておるものでございます。

次に、5、公共施設の再配置・集約化について、上里町の保育所・学校・公民館や人の多数集まる公共施設等の再配置・集約化についてのうち、公民館の集約化についてお答えをさせていただきます。

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であるとともに、地域社会の形成や地域文化の振興に大いに貢献するなど、住民の日常生活に最も身近な生涯学習のための施設としての役割を果たしております。

また、本年4月1日に行いました「学びとふれあいの町」宣言の内容を実現していくためにも、公民館の果たす役割はますます重要となっており、公民館の充実に対する住民の要望が増大しています。しかし、中央公民館、七本木公民館、長幡公民館、賀美公民館は、建設後30年以上が経過しており、老朽化による雨漏りやエアコン等故障が発生しておりますが、修繕等については、随時対応しているところでございます。

特に、御指摘の七本木公民館を男女共同参画推進センターに集約してはとの議員の御指摘をいただきました、集約し複合化することは、利用者の利便性と多様な学習形態を提供することで、意義あることでございます。しかし、現状では、規模や施設面で不足する面がありますので、学びを通した明るい町づくりを進める拠点となる公民館とするために、町が取り組んでいるアセットマネジメント計画の策定の中で、住民の意見等も反映させながら、住民の学習しやすい環境づくりを進めるための方向性を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 関根町長、また、下山教育長には大変詳細な御答弁、ありがとうございました。

何点が再質問をさせていただきます。

先ほど、1番目の地域防災計画の見直しについての中で、町長の答弁で、見舞金について、町では全壊で3万円、半壊で1万円というような答弁だったかなと、ちょっとはっきり覚えていなかったんですけども、いずれにしろ、本当に少額な竜巻被害の見舞金のような私は気がしています。

熊谷市なんかでも、竜巻が起こった後、当初は全壊で7万円であったものを急遽、何としても少な過ぎるということで10万円に変更し、また半壊でも、当初3万円だったのを5万円に変

更して、一部損壊の世帯には1万円と、そういうふうに変更されてきておるんですけれども、上里町はちょっと見舞金が少ないような気もするんですけれども、その辺、今後の地球温暖化で、だいぶ気象の形態が変わってきて、突如雷が来て、それで突風に吹かれて竜巻が起これと。今までアメリカなんかはハリケーン等々のことで、だいぶ年間通してあったんですけれども、日本は今までそういうことは少なかったんですけれども、ここ1年、特に竜巻等の発生も急激に増えておりますので、町長の考えとして、見舞金等について今後どのようなお考えを持っているのか、お聞かせください。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど新井議員もおっしゃってありましたけれども、近年特に温暖化等の影響のためだとは思いますが、各地にそういった自然災害が発生しておりまして、全く身近でも熊谷市と滑川町ですか、そういうところでも発生しておるわけでございます。

先ほど私が申し上げましたのは、上里町の風水害の見舞金規程の中で、全壊が3万円ですと、半壊が2万円と、そういうお話をさせていただいたわけでございますけれども、そういった突発的な大きな規模での災害の発生時におかれましては、またその時の状況を判断しながら対応していく必要があるであろうと、そんなふうにも考えておるところでございます。必ずしも風水害の見舞金規程の中でやるということの範囲の中でだけではなくて、そういった大きな災害等が発生した場合、そういうことも考えていく必要があると、そういうふうにも思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうもありがとうございます。

それでは、竜巻等緊急的な事故が発生した場合には弾力的に運営していただけると、そういうふうに私理解しました。ありがとうございます。

それから、竜巻が起きた場合に、この間、熊谷市、越谷市、松伏町等々で起こった中で、公的支援の柱となる被災者生活再建支援法に基づく支援金制度の中で、全壊が10戸以上でないと政府の被災者生活再建支援法による支援制度が受けられないと、これは、だいぶ問題になっているようであります。住宅が全体の70%以上損壊した世帯に最大で300万円、それから、中規模半壊、要するに50%以上70%未満の損壊で最大200万円が支給されると。そういう中で、越谷市では30棟全壊があつて、被災者生活再建支援法が適用されましたが、松伏町は、損壊はたったの1軒なんで、被災者の生活再建支援法が受けられなかった中で、非常に半壊や一部損壊の家が多かった中で、町も相当頭を抱えてしまったようなお話をニュースや新聞等で聞いてお

ります。そうなった場合、熊谷市は全壊は10戸だったんで採用になったんだそうですけれども、松伏町のように全壊はたったの1棟だったので、大きな国の支援制度は受けられなかったと。そういうふうになった場合、上里町ではどのような考えをしておるのでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、新井議員のほうからおっしゃられておりましたけれども、支援法に基づく災害適用法というのは10戸以上ということで、越谷市は該当になりました。それから、お隣の松伏町、私も、あそこの町長は石川遼が出ているところの松伏町の町長がございまして、私も会員になっておまして、特に懇意にしておるものですから、会うたびにいろいろお話をさせていただいておるんですけれども、松伏町は該当にならなかったということで、国会議員や県議員と一緒に、国のほうへも相当要望活動をしたようでございます。すぐお隣の町では10戸以上だったから適用されておりますけれども、松伏町のほうは適用されないということでございますので、それでは同じ被害を受けた住民が不公平ではないかということで、相当言ったところでございますけれども、やはり法律に基づいてやられるということでございまして、それなりに町単独で、法律に基づく金額がそっくり出たかどうかわかりませんが、それに準ずる町の支援をしたというようなお話を聞いておるところでございますので、そういったことが発生しないとも限らないわけでございますから、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

全壊が1戸のような松伏町のような状態になっても、上里町でももしそういう緊急事態が発生した場合には、また、県や国に働きかけて、それに準ずるような対応をしたいと。弾力的な答弁をありがとうございました。

それと、下山教育長にお伺いいたしますけれども、竜巻が起こった場合、上里町の小・中学校の対応と対策はどのようにして今現在おられるのか。今後避難とか、誘導とか、いろいろ対応があると思うんですけれども、その辺についてどのように考えておられるのか、答弁よろしくお願ひします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 突発的な自然災害等について、学校でどのような対応をしているか

というお尋ねだと思います。

教育委員会といたしましては、近隣の竜巻、県からも竜巻等の対応のマニュアル等が出されておりました、それらを踏まえながら、児童・生徒の安全を十分確保するようにというふうなまず通知を出させていただいております。

それから、地震のときもそうだったわけですがけれども、災害等が起こったときには、子どもたちの安全を守るためにとにかく学校へ引きとどめる、そして、保護者への引き渡しを行うという体制を現在とっておるところでございます。

ただ、突風の場合にもそうでしょうし、地震等の災害もそうでしょうし、大きな地震のときに、果たして学校がすべて安全な場所であるかということについては、非常に難しい部分がございます。その辺のところは臨機応変な形で学校の管理職を中心にした職員体制の中で、安全確保について求めている、また、指導をしているところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 詳しい答弁、ありがとうございました。

例えば、避難誘導する場合に、先ほど町長の答弁の中で、突風が来た場合には、学校等々はガラスが非常に多い建物だと思うんです。そういう中で誘導の仕方も、町長の答弁の中で、物陰に隠れたり、そういう具体的な例も幾つか紹介されましたけれども、避難誘導する場合に、学校の中で安全な場所というものはどういう形の中で児童・生徒たちにとって安全・安心ができる地点か、その点のことについてもうちょっと突っ込んで御説明を願えればと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 大変難しい御質問をいただきました。

実は数年前、美里町でダウンバースト、これによって中学校の校舎のガラスが割れたという事故がございました。この事故を見ておきますと、一旦事故が起こりますと、安全な場所は本当にあるんだろうかというふうな非常に疑問の申されるような場面が起こっております。というのは、どこから割れるかわからないということです。どっちから来るかわからないということで、学校には幸いカーテンがございます。カーテンを閉めることによって、ガラスの飛散を防ぐことはまず一つ可能なのかなというふうに思っております。

それから、できる限り窓から離れる。教室にいれば、廊下の壁際のほうにということが考えられるであろうというふうに思っております。そのような県が出したマニュアル等の中にもそ



のように、例えばカーテンを閉めるとか、あるいは壁際に寄るとかというような避難誘導をするというのが一つのマニュアルとなっていておるところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 具体的な説明どうもありがとうございました。

続きまして、(2)番の児童・生徒の救命救急について、私が安心カードを導入したらどうかと、そういう質問の中で、下山教育長から先ほど答弁いただきまして、町は町なりに児童・生徒に対するいろいろな管理とか、安全・安心に対する処置ですか、そういうものはしているようなお話をお聞きしましたけれども、町の今現在のやっている小・中学校に対する安全・安心の管理のあり方の中で、今の実行しているものをさらに改良して、それでより安全・安心が確保できるやり方を考えていくという先ほど教育長の答弁がありましたけれども、具体的に今のやっているものに対する改良というのは、どんな部分をどういうふうにして、私が質問したような内容にクリアしていくか、その辺について教育長の答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 現在上里町で使っております緊急連絡カード、あるいは保健調査票というカード、2種類ございまして、表面が緊急連絡カード、裏面が保健調査カードという2種類になっております。表面につきましては、緊急連絡ですとか、かかりつけの医院、それから保護者の第1連絡、第2連絡、第3連絡という連絡がとれなかったときに、そのくらい、第3連絡場所まで書いていただくようになっております。それから、かかりつけの医院については、内科、外科、すべての科、これについて書いていただくようにしておるところでございます。それから、保険証の種類、これが第1面に書いてあります。

それから、校医等に相談したいことがあったら書いてくださいというふうなものでして、裏面の保健調査票は、いわゆる予防接種の履歴と言ったらいいのでしょうか、いつどんな予防接種をしていますかということ、それから、既往症です。いろいろな重大な病気の既往症がいつ病気にかかっているかということ、それから、裏面は緊急時の医師に伝えたいこと、これが箇条書きで書けるようにしてあるところがございます。そういうふうな両面を見ないとうまく連絡がつかないという部分がございます。

もう一点は、渋川市がやっているように、情報公開をしていいという保護者の同意が実はとれていないという部分がございますので、その辺のところも一つ改良なのかな、あるいは1面だけ救急隊員に見せることによって理解してもらえる、そういう内容、既往症の大切な部分に

については表面に移すというようなこと、いろいろなまだ検討、必要があるかなというふうに思っています。その辺のところを検討してまいりたいというふうに思っています。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

続きまして、町の安全・安心施策の推進についての中で、先ほども町長、それから教育長からもいろいろ防犯カメラのことについてある程度詳しい情報の答弁をいただきまして、神保原駅周辺にはもう既に設置されていると。そういう中でまた、下山教育長のほうからは、学校関係のほうは不審者が侵入したり、登下校の際にいろいろ犯罪事件等々もあるから、学校のほうも計画的に検討委員会の中で、またお願いしていくということはありませんけれども、私としては、特に小学校の出入り口、それからプール等々、そういうところは非常に、先ほども教育長が言っておられましたように、夏場不審者、変態者やいろいろ出たり、登下校に際しても、神保原でも最近何か、うちにも4年生の孫がいるんですけども、不審者に声をかけられて逃げて帰ってきたと、そういうお話も孫から聞いておりますので、特に小学校、中学校、特に小学校の低学年等々はそういう知識の面でも非常にまだ判断力も余りできていませんので、そういう児童たちに事故が起こらないように、24時間監視できる防犯カメラを各小学校の出入り口とプール周辺にはここ二、三年以内に、特に他より早く設置していただけたらと考えるところですが、教育長の答弁をよろしくお願いします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 実は、この上里中学校の建設工事に当たりまして、日立の中学校を視察をさせていただく機会がございました。そのところでぱっと目についたのが、学校の玄関のところにカメラがついているんですね。それで、防犯カメラ作動中というステッカーがついていました。中学校でもこんな防犯カメラが必要なんですかという話を校長先生に聞きましたところ、この防犯カメラを設置することで、いろいろなことが抑止力が起こってきていますよというお話を伺いまして、やはり新井議員も御指摘のように、学校もやはり防犯カメラは必要なのかなと。そうすることによって、不審者等の予防にもつながるであろう、あるいは夏場のいろいろな事故等、外来者が侵入等にも影響があるなというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、町の公共施設の防犯カメラ対策の中で、できるだけ早くやっていただけるように町当局にお願いをしながらやっていきたいなというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 続きまして、高齢者の社会的孤立についての対応と対策についての中で、ちょっと質問をさせていただきます。

町長の御答弁によりますと、いろいろな形で民生委員や社会福祉協議会等々の活動の中、高齢者の孤独死や認知症に対する施策を講じさせていただいていることをお聞きしまして、ほっとしておる次第であります。

そういう中で、特に男性の高齢者の独居老人に対する質問で、いろいろな民生委員やボランティアの方、社協関係の方等々が見回り活動をしてもらっておる。それなりの効果を上げているお話を今伺いましたけれども、太田市では、市の職員が全課75部署がありまして、各部署でリーダーとサブリーダー、要するに管理職の人たちが1部署で10人くらいの独居高齢者の見守り活動をしておると。民生委員やその他関連するボランティアが週2回やって、それでまた役場の職員が週2回やって、1週間の半分以上、独居高齢者の見守り活動をして、非常に効果を上げています。

全国でも役場の職員がそういう組織をつくってやっているところは例を見ないんだそうですけれども、一回、ある部署の人が回って行ったときに、声をかけても応答がないので、上がって見たらトイレで倒れていて、78歳だか80歳近辺のおばあちゃんだったそうですけれども、それで救急車を呼んで一命を取り留めたと、そういうお話も聞きましたけれども、町として、一つの太田市の高齢者や独居老人の見守り活動、全国でも例を見ない職員の中でそういう制度を全体的な苦労の中でつくったお話を聞きましたけれども、一つの例であります、上里町で今後、中長期的な中でそういう導入を検討する意思があるかどうか、町長にお伺いしておきたいと思えます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、新井議員から太田市の例をいただいたわけでございますけれども、上里町でも、年々独居者の数も増えておるわけございまして、先ほど来お話を申し上げておりますように、民生委員さんが主になって、いろいろと見守り活動をやらせていただいております。また、ほかの金融機関の皆様方や高齢者が利用しているお店の皆さん、そして、宅配業者の皆さん、そして、電気の検針だとか、水道メーターの検針、食材配達者、少しずつではございますけれども、そういった皆さんのネットワークをつくってやれば非常にいいのではないかな、そんなふうにも思っております。でございます。

ただ、町の職員がそこに月に1回なり2回なりということは、なかなか今の状況ですと、町の職員もそれだけの余裕がないわけございまして、また、そういった必要性がどうしてもあるような時期になりますれば、その辺のところも検討していきたいというふうに思っております。

す。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

もう一つ……

議長（高橋正行君） 8番新井議員に申し上げます。

既に通告された時間を超過いたしております。簡潔に願います。

8番（新井 實君） 町の医療・介護費の抑制方法について、埼玉県で健康マイレージ事業が最近導入されている市町村は、行田市、そしてまたもう一つときがわ町等々が始めたんですけども、その辺について、町のお考えはいかがなものでしょうか。町長に今後の施策について答弁お願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町もスタンプラリーと言いまして、いろいろな受診を受けた皆様方にこむぎっちの商品をあげるとか、そういうものをやっておりますけれども、これからも質問に出てきますけれども、それらをどんどん拡大をしていって、1人でも多くの皆さんにそういった受診をしていただけるように努力をしていきたいと、そんなふうに思っております。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうも長い間質問して、答弁いろいろありがとうございました。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時5分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、山下博一でございます。

議長から許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問テーマは3点です。

1、JR高崎線神保原駅西側踏切の渋滞解消策について、2、忍保川の洪水対策について、3、上里サービスエリア周辺地区土地分譲予定地内の雑草対策についてでございます。

では最初に、1、JR高崎線神保原駅西側踏切の渋滞解消策についてお伺いいたします。

JR高崎線の神保原駅西側2カ所（西原町、イオンの通り）踏切の渋滞解消対策について御質問いたします。

まず、最初に鉄道踏切の渋滞対策の課題として、環境面と安全面から、まず取り上げてみたいと思います。

近年、天候の異変、竜巻や集中豪雨などに関連して、環境問題が特に原因として上げられています。日常生活する上で、環境問題が身近な問題として取り上げられているわけですが、CO<sub>2</sub>排出量削減対策としての交通渋滞問題の中でも、毎日の朝夕のピーク時に長蛇の列をつくる踏切があります。踏切対策は、速度が遅く、いまだに長蛇の列をつくる踏切が数多く存在することも事実であります。これでは年々加速度を増す地球温暖化に対して対抗できないと思い、その対策のスピードを上げる方策を考える必要があります。

また、国土交通省による京都議定書目標達成計画の一つとして、瓶の首状態、俗に言うボトルネック踏切対策のスピードアップが組み込まれていることがわかりました。また、安全面での影響を見ますと、踏切遮断時間の長い踏切では、歩行者による「踏切くぐり抜け」や自動車の無理な横断が行われ、深刻な踏切事故が起こっている実情があります。

平成17年3月には、東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の「開かずの踏切」において、4人が死亡するという痛ましい踏切事故が発生し、社会問題化しました。

次に、「開かずの踏切」の経済的影響について考えて見ますと、「開かずの踏切」では、踏切遮断中は自動車や歩行者に待ち時間が発生いたします。踏切待ちによる損失時間の合計は全国で5.5億人時間/年で、国民1人当たり約5時間という試算が示されています。そして、この待ち時間による経済損失の合計は、年間約1兆5,000億円と試算されています。

一般的に「開かずの踏切」の現状の主な対策は、鉄道立体化への取り組みであります。これは鉄道の線路を高架橋、あるいは地下に通すことで踏切そのものを除去してしまう対策であります。一方、地方自治体が「開かずの踏切」を解消させたいと考えている場合もありますが、その場合は、国土交通省の財政支援を得るために、事業の必要性を国土交通省に認知してもらう必要が生じます。このため、「開かずの踏切」を抱える地方自治体は、国の事業認可を得るために住民協議会を発足させ、問題の認知度を高め、住民の熱意を盛り上げようとしているところもあります。

国土交通省による事業採択の優先順位を決める要素として、「安全面」が重視されています

が、そのため、人身事故などが相次いで起こっている踏切が優先的に採択されています。特に環境面の被害認識は薄く、渋滞のみが深刻な箇所は優先順位が低いのが現状であります。

神保原駅西側の実態はどうなっているかといいますと、下り高崎方面行の電車が本庄方面から神保原に接近すると、その先にある踏切、つまり西原町の踏切、第2児玉街道と称しますが、この踏切の遮断機は閉まります。各駅停車でも閉まったままです。電車が止まってドアが開いてお客さんを乗せる。乗せ終わってドアを閉めて発車し、下りの電車が踏切の前を通過し終わって遮断機が開く、と思いきや、今度は新町方面から上り電車が接近して、電車が通過するまで遮断機は閉じたままです。この間の時間はどのくらいかかるのでしょうか。遮断機は閉じたまま皆さん待っております。

ドイツでは、車はエンジンを止めるそうですが、遮断機の閉まっている時間を少しでも短くする努力をすべきでしょう。そうすれば、遮断機が閉まりかけているのに無理やり通過する車は減ると思いますし、車の列も踏切から役場前の交差点まで列をなすこともあります。第2児玉街道は、実際下り列車の踏切警報機が鳴り出して、駅に停車後約3分で通過しますが、上り電車が重なると約2分程度加わり、約5分待たされることがあります。また、堀込交差点からイオンタウン上里に行くイオン通りの第2前原街道踏切における渋滞についても、踏切の遮断時間が長く、約3分かかります。

第2児玉街道、第2前原街道とも狭隘踏切での安全面も危惧されています。通行人や自転車を利用して踏切を渡る人、事故が起きなければと危惧しているところでもあります。第2児玉街道の幅員は9メートルありますが、第2前原街道踏切の幅員は6メートルで、この狭隘な踏切に車が交互に行き交い、自転車、通行人が一斉に動き出します。一度この危険な踏切の実態を十分把握すべきと思います。

また、遮断機の閉まっている時間を少しでも短くする努力をすべきではないでしょうか。そうすれば、遮断機が閉まりかけているのに無理やり通過する車は減ると思います。この踏切渋滞解消対策について、町長の御見解をお伺いいたします。

踏切渋滞の解消対策として、都市計画道路上里町中央通り線の道路計画について御質問いたします。

上里町都市計画用途地図（昭和49年10月4日）によりますと、上里町中央通り線の計画図が記載されています。先ほど述べましたJR高崎線の踏切渋滞の緩和、通行人や自転車での踏切横断など、安全な交通手段として都市計画道路上里町中央通り線計画を活用すべきであると思います。この都市計画道路については、過去に同僚議員が、その必要性の可否について述べていますが、今回は違った視点で、現状の問題点、すなわち2カ所の踏切の渋滞解消と安全対策として改めて取り上げさせていただきました。

さて、単純には比較できませんが、ＪＲ高崎線をまたぐ陸橋が本庄市内が４カ所、深谷市内の同じく４カ所あります。上里町は１カ所ありますが、御存じのとおり、上里町は大手量販店が進出して、県外者の流入も多く、交通事故の多い一因と言われております。

イオンタウン上里内店舗の撤退が相次いでいますが、利用者にとってＪＲ高崎線の踏切横断のアクセス道路の悪さも全く影響がないとは言い切れないと思います。17国道だけでなく、ほかにアクセス道路として幹線道路並みの道路が整備されていれば、より広範囲から集客が可能となり、違った展開も考えられたかもしれません。

イオンタウン上里店が出店してはや５年以上が経過していますが、この都市計画道路については全く手つかずの状態でした。第４次総合振興計画では、都市計画道路の整備として、未整備な都市計画についての整備を図りますとしています。このような道路計画は大きな予算がかかりますから、町の重要なテーマとして大きなプロジェクトのなると思います。今このような町民の利便性、安全性、また、上里町に進出して地元雇用を生み出す量販店が未永く定着していただくためにも、この都市計画道路の必要性を痛感いたします。

この神保原駅西側の第２児玉街道踏切と第２前原街道踏切の踏切渋滞解消対策の一つとして、昭和49年10月都市計画決定された上里町中央通り線の道路計画について、見直しや計画の再設定など、お考えがありますでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、忍保川の洪水対策についてお伺いいたします。

県１級河川である忍保川の洪水対策や土手の改修についてお伺いいたします。

さて、この件に関しては２年の前に遡りますが、平成23年８月30日から９月１日にかけて、西日本から北日本にかけ広い範囲で記録的な大雨となりました。埼玉県内の被害についても、死者や床上浸水、関越道が長時間にわたり通行止めになり、農作物の被害もかなりありました。

上里町においても台風12号の影響で、上里町内に洪水などの災害が発生しました。忍保川については、一部住宅に浸水、ビニールハウス内の浸水、通学路の道路が水につきり通行できない事態も発生したことは記憶にまだ残っているでしょう。

去る平成23年12月議会の一般質問でも、「台風12号が残した町内の洪水の現状について」と題して、忍保川のビニールハウス内の浸水等、広範囲な被害が発生しましたことについて、質問させていただきました。

その後、埼玉県本庄県土整備事務所は、忍保川について、平成24年度末に宮本町北側の一部を試し掘りと称して、河川内の汚泥を取り除く除去作業約300メートルが行われました。忍保川の全長3.5キロのうち約300メートルですが、この忍保川の洪水対策に、埼玉県本庄県土事務所がこちらに目を向けていただくようになったことを歓迎する声が多く、地元の皆さんからも大変喜ばれました。

現在、一部土手が崩れている状況がありますが、近年において、国内では集中豪雨で土手の決壊が発生している事例も見られます。今後、本庄道路の工事進捗によっては、忍保川に流す排水も計画されているともお聞きしています。

今年度中にも同様な浚渫作業が予定されているのかどうか、県1級河川としての今後忍保川の総合的な雨水対策や洪水対策の状況について、埼玉県本庄県土事務所に関連する事項であると思いますが、町長にお伺いいたします。

3、上里サービスエリア周辺地区土地分譲予定地内の雑草対策について、上里サービスエリア周辺地区土地分譲地内の雑草作業を改善するため、ヤギを放牧することについてお伺いいたします。

今年11月8日の朝日新聞の埼玉沿線欄がありまして、「ヤギの手、引っ張りだこ」の記事がありました。内容は、「ヤギさんが除草作業に引っ張りだこだ、東京町田市の団地では、4頭がムシャムシャと除草作業にいそしむ。各地で近年広がるヤギ除草」との記事がありました。「ヤギ除草」は、町田市の団地を管理する都市再生機構（UR）が9月に始めた実証実験で、4頭が11月末まで緑地5,000平方メートルを除草作業をします。このURの実験では、「機械除草と比べたコスト削減効果を調べ、刈り取った草を車で運搬する必要がなく、二酸化炭素の排出量が少なく環境にもいい、また、ヤギ除草は住民の癒やしやコミュニティ活性化も期待されます」としています。近年、全国の自治体や企業がヤギ除草を採用している状況が伺えます。その背景には、人件費、運送にかかる経済・環境的コストが低減できる利点のほか、作業員の不足など、夏場の草刈りは危険を伴い、作業員の確保が悩みといわれております。

一方、上里町議会総務経済常任委員会では、この10月に山梨県甲府市にある米倉山太陽光発電所を視察しました。この太陽光発電所は、山梨県と東京電力が共同で建設した施設で、山梨県が用地を提供、東京電力が太陽光発電所を建設して、運転・保守管理を行います。米倉山太陽光発電所では、太陽光パネル下の除草作業にヤギ2頭を飼育しています。その効果については、人が入りにくい急斜面でも動き回って草をはむ、燃料も要らず安上がり、自治体で使われ、貸し出されるケースも出てきました。そんなヤギの姿が与える「癒やし」を指摘する専門家もいます。

愛知県豊根村の宿泊施設「休暇村茶臼山高原」では、草むらで親子のヤギが草をせっせと食べているこの夏、人間の腰の丈まである草も食べ尽くし、3頭が動き回る約200平方メートルはきれいに除草されたといわれています。豊根村は、耕作放棄地の除草に使おうと、ヤギ5頭を飼いますが、昨年7月から無料で貸し出しも始めました。今は全頭が茶臼山の休暇村とスキー場で活躍しています。休暇村では、年間の除草費5万円から10万円が浮きました。ヤギを借りる4月から11月は草が餌がわりになります。研究者や飼育者でつくる「全国山羊（ヤギ）ネ



ットワーク」事務局長の中西良孝鹿児島大学農学部教授によると、ヤギは長く「日陰者」だった。ピーク時の1957年には食肉やミルクの生産のため約67万頭いましたが、食肉の中心が牛や豚に移ると、ヤギは激減しました。1997年度には、国の畜産統計からも外れました。そんなヤギが除草で脚光を浴びるようになりました。公益社団法人「畜産技術協会」には四、五年前から自治体からヤギの飼育や購入方法の問い合わせが相次ぐようになったそうです。この上里サーブスエリア周辺地区土地分譲地内の雑草作業について、ヤギ放牧を活用したらと思いますが、町長の御見解をお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 山下議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1番のJR高崎線神保原駅西側踏切の渋滞解消策について、のJR高崎線の神保原駅西側2カ所（西原町、イオンの通り）踏切の渋滞解消対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

御質問にありましたように、踏切による交通遮断によりまして、列車、自動車とも多くなる朝夕の時間帯で渋滞があることは承知しております。踏切の遮断機は、列車が駅の一定距離手前まで接近した時点で遮断機が下りるように設定されていると聞いております。また、運転手がブレーキ操作を誤ったり、急病などによって遮断機が上がったまま踏切に列車が突入しないよう、駅に接近している踏切は到着前から通過後までと遮断時間が長くなっておるようでございます。

踏切対策につきましては、国土交通省によると、立体交差事業などによる踏切の除去を図る「抜本対策」と踏切部の歩道拡幅や遮断時間の短縮を図る踏切高度遮断機の導入等による踏切交通の円滑を図る「速攻対策」を両輪として踏切対策を実施しているとのことでございます。

立体交差という抜本対策では、相当の時間と財源が必要となることから、現状ではその実現は大変難しい問題であり、長期的な視野で考えていかなければならない、このように考えております。

つきましては、速攻対策として、踏切における遮断時間の短縮について検討をお願いするため、鉄道事業会社でありますJR東日本に対して、機会を通じて地元の声を届けてまいりたいと思っております。

また、遮断機を無理やり通過するような行為は大変危険ですので、交通事故防止のためにも時間的にゆとりある運転に心がけていただけますよう、交通安全の啓発にも努めてまいりたい、

このように考えております。

次に、番の踏切渋滞の解消対策として、都市計画道路「上里町中央通り線」の道路計画についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

踏切の待ち時間を解消するために、上里町中央通り線を整備して跨線橋の設置を進めたらどうかという山下議員の御提言であるかと思っております。上里町中央通り線につきましては、昭和49年に都市計画決定され、JR高崎線横断部については立体交差の計画となっております。計画どおりに整備されれば、踏切を通過する必要がなくなり、踏切の待ち時間が解消されることになるかと思っておりますが、事業実施に当たっては多くの時間と多額の費用が必要となりますので、現実的には実現性はかなり低くなるのではないかと考えられるところでございます。

また、立体交差となることで、近接する踏切は閉鎖される可能性もあり、歩行者や自転車にとっては利便性が悪くなるという面もあわせ持つため、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

また、現在埼玉県では長期未整備の都市計画道路の見直しのガイドラインを策定し、都市計画決定後20年以上経過した未整備路線を対象に見直しが進められております。上里町といたしましても、県都市計画課から見直し候補対象路線の照会に対して、神保原本郷線から児玉工業団地までのアクセス道路の整備や県道児玉新町線の改良が進められるなど、南北を縦断する道路が整備されること、また、将来人口の見通しや交通量の減少などの社会状況の変化等を踏まえ、上里町中央通り線等を回答し、見直しの検討に着手したところでございます。

今後は、未整備区間につきまして、さらに道路機能や道路網の確認、検証を行いながら、県都市計画課と連携して交通量推計等を実施し、交通需要の把握を行い、必要性も含めて見直しを進めていきたい、このように思っております。

続きまして、忍保川の洪水対策について、県1級河川である忍保川の洪水対策や土手の改修についてでございます。

1級河川忍保川は、県管理の河川でありますので、河川管理者の本庄県土整備事務所から聞いておる範囲でお答えをさせていただきたいと思っております。

平成23年夏の豪雨では多くの浸水被害が発生し、山下議員から同年12月議会で河川の洪水対策についての御質問をいただいたところでございます。また、平成24年には、忍保川の沿線区長さんからも、忍保川の洪水対策について要望をいただいております。

まず、忍保川の総合的な治水対策として、河川を広げる改修計画についてですが、現在のところ、改修の予定はないということでございます。ただ、忍保川の下流、御陣場川については、最下流から忍保川との合流点付近までの区間で河川改修事業に着手しており、これからの下流区間の改修によりまして、忍保川の流れも良くなるということでございます。

しかしながら、ある程度まとまった雨が降ると、忍保川の水位が高くなってしまふことから、本庄県土整備事務所に対策をお願いし、川の流れを阻害している川底に繁茂している葦などを除去する浚渫工事が平成24年度に宮本町地区の一部300メートル区間で実施されたところがございます。今年度も引き続き、その上流約500メートル区間を浚渫する予定と聞いております。

また、一部土手が崩れている箇所があるということでございますが、本庄県土整備事務所を確認いたしましたところ、川の中の法面が一部崩れているが、緊急対策を要するほどのものではないので様子を見たいという回答をいただいております。

次に、国道17号本庄道路の建設による雨水排水対策ですが、道路に降った雨水は側溝等を通じて忍保川、御陣場川に流すこととなります。地元からの対策要望もあり、事業者の大宮国道事務所では、雨水を一時的にため、徐々に放流することで局地的な氾濫を抑える「調整地」を設置する計画を見直しているということでございます。

忍保川の雨水対策、洪水対策につきましては、地域の皆さんが安心して暮らせ、財産が守られるよう、今後も浚渫の継続や河川改修の促進等について県に働きかけてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3番の上里サービスエリア周辺地区土地分譲予定地内の雑草対策について、の上里サービスエリア周辺地区土地分譲地内の雑草作業を改善するため、ヤギを放牧することにつきましては、二酸化炭素等の排出抑制や、排出物につきましても、肥料に向いているとのこととございますが、新たな柵の設置、定期的な体調管理、冬場の管理、近隣住民の理解が必要となってまいります。

次に、上里サービスエリア周辺地区土地分譲地内の除草の現状でございますが、平成23年度までは、上里西部土地改良区において除草作業を行っておりましたが、平成25年度からは上里町土地開発公社で除草作業を行うことになったところでございます。

土地開発公社では、除草作業費用を軽減させるため、畜産農家と話をさせていただき、下り線側分譲地を無料で除草をしていただき、経費が生じたのは、上り線側の分譲地と下り線側の分譲地のり面など大型機械での除草作業が困難な部分でした。本年度の実績から、来年度以降に除草作業経費が発生する部分については、上り線側2区画と下り線側分譲地法面が主なものとなりますので、本年度よりも経費も抑制されることであると考えておりますので、御提案をいただきました内容につきましては、今後の上里サービスエリア周辺地区分譲地の維持管理に係る考え方の一手法ということで理解をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、上里サービスエリア周辺地区土地分譲地に係る考え方につきましては、議員も御承知のとおり、販売を前提としていることから、一日も早く企業の選定を行い、地域産業の核となつていただきたいと考えております。より良い企業の選定を土地開発公社と町が

一体となって取り組んでいるところでございますので、基本的な考え方といたしましては、雑草地としてではなく工場用地として、早期の操業開始により地域住民の皆様の雇用創出の場としていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 町長から大変丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

時間のある範囲で再質問させていただきます。

まず1点目は、神保原駅西側踏切の渋滞解消策についてですが、踏切渋滞の解消対策について御答弁いただきました。町長からは、立体交差化について触れておりましたが、基本的には遮断時間の短縮をJRに要請すると、それから、交通安全の啓発という形で御答弁いただきました。

この遮断時間については、JRのほうで安全上の観点から、始動点、それから、踏切の上がる終点という形で設定されていると思うんですが、適正な遮断時間といえますか、時間についても一度検討いただいて、是非この辺の見直しをお願いしたいと思います。

その点について、具体的に現地のほうを測定するデータをとる考えがありますか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） いずれにしても、JRのほうに問い合わせをさせていただきまして、そのデータといえますか、どの位の時間が待ち時間になっているか、今後その対策がどういうふうにできるか、そういうことも含めまして、JRのほうとお話し合いをさせていただきたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） JRに提案するについて、やはりデータを持って、きちんと朝夕の時間帯、それから、昼間帯、夜、雨の降った日とか、いろいろ条件があると思うんですが、そういった環境条件を踏まえて、きちんとしたデータを現地の実情を把握した上でやったほうがよろしいかと思えます。

それから、この踏切については、児玉街道については、トライアルさんとか、イオンとか、そういった大手量販店が両方控えておまして、曜日によっては買い物客が殺到する日もありますので、そういった実態も踏まえて、具体的なデータを出してからJRに話をしたほうがい

いかと思いますが、そういった調査をまずやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） いずれにしましても、そういうデータを把握しながら、JRのほうと話をさせていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） それでは、現地を見ますと、例えば第2児玉街道については幅員が9メートルあります。実際は、歩行者は歩道がありませんので、車が交互に通るところを自転車の通行者も含めて、自分の身の安全を考えながら通行している状態であります。こういったところで、今の9メートル、また、イオン側の6メートルというのは、両方とも歩行者通路がないんです。こういったところで、幅員を広げるかどうかも含めて、歩行者の安全を守るというところで、安全対策として踏切の改良についても含めて御検討いただければと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） あその場所は非常に交通量も多いわけございまして、遮断機が上がった後は一斉に横断すると、そういう危険性もあるわけございまして。交通安全上、そういうこともあるわけございまして、しかし、構造的な対策を講じようとするには、相当長時間かかるであろうというふうにも思っておるところでございますけれども、そういったこともJRともお話し合いの中で、歩行者専用道路みたいなものができればというふうには思っておりまして、その辺のところも詳細にわたってお話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 是非そういったことを検討いただければありがたいと思います。

それから、先ほどの町長の答弁で、踏切の遮断機を無理やりくぐり抜けるような形で、車とか、そういった無謀な横断が散見されるということでありまして、交通安全の啓発について努力していただくという話がありました。一時はあそこにはパトカーが待機して、踏切の状況を安全確認をしている状況がありまして、警察の方もかなりそういった踏切の安全について努力していただいているなと思いますが、最近ちょっとその辺が見かけなくなったので、その辺

の状況がもし交通安全上、無理やり横断するとか、そういったこともまだ多分減っていないと思うんですが、一時は警察が一時停止なり、そういったことを監視しているのかなという形で私も見ていたんですが、警察との話について、一度もしそういったことが情報交換できればありがたいんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私も夕方あそこを通ることがございますけれども、今上里町でやっております防犯パトロール推進委員、あのパトカーに乗って、あそこで誘導していただいております。これは特別な権限があるわけではないわけでございますので、そういう朝夕のラッシュ時につきましては、本庄警察等とも話をさせていただきまして、朝夕の交通の渋滞する時期につきましては、パトロール等にそこで注意を促す意味でやっていただければということで、話はさせていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） ありがとうございます。

そういった交通安全について、踏切の安全については、人身事故が起きてからでは取り返しのできないことになりますので、是非、警察のほうと推進していただきたいと思います。

次に、都市計画道路中央通り線についてですが、上里町中央通り線というのは、ちょっとわかりづらいかと思うんですが、三町から七本木の関越道の下をくぐって、堤の調整池の下をくぐって、上里北中学校のほうで金久保で17号国道につながるということの道路であります。その道路が計画されているわけなんです、これを全長やるとかなり投資金額として大きいので、高崎線を横断する陸橋の部分だけを、例えばイオン側に位置を移して、それから、前回、同僚議員から三田久保原線を延長する話がありましたので、そういった中で都市計画道路としても一回見直しをかけて、イオンの東側につながる道路、今の踏切を横断する形で計画の見直しをかけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたとおり、上里中央通り線につきましては、今見直しの検討を行っておるところでございます。

今回、神保原本郷線、その延長をつなぐ道路が工業団地につながるということでございます。中央通り線につきましては、児玉都市の環状道路ということで、当初計画に上っておったわけでございますけれども、それも金久保から三町を通過してその工業団地へ入る側道へつなげ

るということでございましたけれども、もう二十数年間も都市計画決定をした道路はやはり見直しの必要があるであろうと、そんなふうにも思っておるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、必要性も感じながら見直し等にも今後の課題とさせていただきたいと、このように思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） この第2前原踏切というイオンタウンへ堀込方面から行く道路、これもイオンタウンが量販店ということで、パチンコ屋が開店したりして、この通りが四ツ谷からかなり交通量は増えていると思うんです。この通りについて、前同僚議員からも歩道の設置とか、いろいろ改善点が要望されていると思うんですが、この改善点についてどんなお考えを持っているのか、お聞きいたしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 歩道は必要であろうというふうに思っておるところでございますけれども、今、四ツ谷線につきましても、舗装の打ちかえをやらせていただいております。御存じのとおり、今度天神の中、県道児玉新町線でございますけれども、あそこも県で拡張工事をやっていただけるということで、地元説明会を先々月でしたか、やらせていただいております。来年度から予算をつけていただきまして、具体的に路線の発表もさせていただくようになると思いますけれども、あそこも拡張になりますと、南北を通ずる道路というのは大きく変わってくるわけでございますので、堀込通りも歩道も必要であると思っておりますけれども、一度になかなかできないということでございますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 今後の検討課題ということで、住民の安全・安心という観点から、ぜひこの歩道の設置とか、踏切の改善とか、いろいろな課題がありますが、具体的な実行計画をぜひ将来計画を含めて検討していただければありがたいと思います。

次に、忍保川の洪水対策について伺います。

前回、平成23年12月に質問したときに、先ほど町長からありましたように、忍保川の川底に葦が茂っていて、のみ込む容量が足りないということで、旧の忍保川から現行の忍保川へ入ってくる水がのみ込めないと。内水ということがあったかと思う。内水が本流のほうへ取り込めなくて、近くの住宅地に流れ込んでしまったと。本流のほうで川底が汚泥で汚されてのみ込め

ない、いっぱいなんで、そこへつながる支流、内水が住宅地に流れ込んで、車が浸水したとか、ビニールハウスが浸水したと、そういう実態がありました。

先ほど町長からも、地元の区長さんからも要望が上がって、忍保川全体の区長さんからも忍保川の洪水対策についてはかなり町当局に対してもお願いしているというふうなお話があるかと思いますが、そのときに、私が平成23年12月の一般質問をしたときに、内水ハザードマップという話があったかと思うんです。その内水ハザードマップについて、防災のハザードマップと含めて検討しますよと。県の指導を仰いで検討いたしますよということで伺っていたんですが、こういったところについて、内水のハザードマップ等についてその後検討が進んでいるかどうかお伺いいたしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 内水のハザードマップ作成につきましては、平成25年度公共下水道事業特別会計当初予算に、内水ハザードマップ作成業務委託として、97万円計上をさせていただいております。内水の過去の実績や浸水想定区域及び浸水想定区域指定に関わる関連データをもとにハザードマップを作成してまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 平成23年12月の一般質問で挙げた内水ハザードマップについて、いろいろ検討されているということで、状況はわかりました。ありがとうございました。

それから、忍保川について、下流の御陣場川の下流を拡幅していただけるということで、上流側の忍保川についても今回500メートルくらい浚渫していただくということで計画されているようですが、こういった情報はまだまだ住民によく伝わっていないし、土手が崩れていることについても、住民からかなり心配されている意見が私のほうに届いておりまして、県のほうも、私のほうからちょっと県土事務所についても話したんですが、やはりそういった情報が地元の住民に伝わってきていないということがあって、住民のほうからは心配されている意見があります。これは専門家が本当はきちんと住民のほうに説明したほうが安心・安全につながるかなと思うんですが、できれば県土の説明会なり、ここの忍保川について一度住民の方に対する住民説明会なり、何かそういった情報を提供する機会をいただければと思うんですが、町のほうからその辺は県土のほうに働きかけていただけでしょうか、伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 県土事務所のほうに働きかけていただけないかと、それは地元説明会



のことですよね。それは、では県土事務所のほうへお話をさせていただきたいというふうに思います。

今年度は昨年度やった300メートルから上を500メートル、葦の整理をするということでお話をいただいております。その土手のことにつきましては、私どももお話をさせていただきました。県土事務所で調査をしに来ていただきまして、とりあえずはそれほど修理をするほどでもない、状況を見ながらまた判断をさせていただくというようなお答えをいただいておりますけれども、また、地元説明会がその辺のところもできるかどうか、県土事務所にお話をさせていただきたいと思います。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 私も県の県土事務所のほうの副所長に話したときは、県の職員が時々見に行って監視していますよという話があるんですが、ただ、住民のほうからすると、県のほうがなかなか動いてくれないような印象を持たれているところもありますので、是非、直接県土事務所のほうなり、住民説明会なり、こういった500メートルを浚渫するということがありますので、簡単な住民説明会でもやっていただければ、非常に住民のほうも安心して枕を高くして寝られるのではないかな、そんなことを思っております。

次に、上里サービスエリア周辺地区土地分譲予定地内の雑草対策についてということであります。

先ほど町長からありましたように、上里町の下り線については、土地開発公社で今回除草作業を農家のほうにやっていただいているという形で、無料で畜産農家に提供しているという話がありました。自治体がこういったことをなぜやりたかったかというのは、いろいろな環境面とか、地元に対するいろいろな癒やしとか、そういったメリットがあるかなということで、多分やっているかと思えます。単なる経済効果だけではないかなという感じもします。

柵の設置が大変だとか、近隣住民の理解が必要だとか、いろいろ条件があるかと思うんですが、私なんて単純に考えると、あそこのサービスエリアに、例えば近くにそういったヤギ牧場ではないですけども、そういった癒やしの空間をつくることによって、サービスエリアに来た人がちょっと寄ってみて、子どもと触れ合うと、そういった場があればいいかなと、ちょっと思いつきもあるんですが、そういったまだ土地が分譲されていない段階で、実験的にやったらどうかという感じがいたしますが、再度その辺も含めて町長のお考えをお聞きいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 議員のおっしゃるとおり、ヤギなどの動物が人間に癒やしを与えると

いったこともあるでしょうけれども、工場用地として早期に操業開始により地域の住民の皆さんの雇用が生まれる場所であると、そういう観点からしますと、今工場誘致を全力で取り組んでおるわけですから、そっちのほうが急務ではないかなと、そういうふうにも思っておるところでございます。

ヤギを飼うことも非常にいいことであると思いますけれども、非常に課題が多くあるわけですので、その辺のところも御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 町長の答弁もよくわかります。私としては、こういった上里サービスエリアだけではなくて、遊休地もそういったヤギの除草作業を使ってやっているのもありますし、町の中で、もし上里サービスエリアの分譲地以外でもそういった場があれば、実験的にやってみたらどうかということと、ヤギ自体の値段は、調べてみると、鳥取のほうだと1頭2,000円くらいです。この近辺だと、こちらに専門家がいますけれども、5,000円もかからないと、そういうようで、1頭当たりかなり安いコストでできると。そういうことなんで、実験的な意味も含めて、せいぜい5頭くらいやればかなり効果もあるなということで、投資対効果を考えると、1頭5,000円で2万5,000円くらい、ただ、人件費も当然いろいろかかりますから、簡単にはいかないと思いますが、そういうこともちょっと遊休地、荒れている牧草地、例えば忍保の八町河原の雑草地、そういうところへも適用できるかなと思いますが、実験的なことを含めて、最後の質問ですが、御回答をいただければと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 山下議員から通告を受けておりまして、我々も多少なりとも調べさせていただきました。1頭飼うのには、購入費が3万円から4万円するそうでございます。また、柵を設けるには、ヤギが飛び出さないように非常に高い柵をつくらないと、ヤギは飛び越えてしまうそうです。それに柵をあの周りに全部して、原木をするということになると、莫大な費用もかかるようでございます。やはり水もあげなくてはならない、それには小屋もつくらなくてはならない、そういうことも考えてみますと、とてもヤギを飼う状況ではないのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

いずれにしましても、サービスエリアの周辺の活性化ということで、当面は販売先となる企業を第一優先に見つけて、ヤギを飼う暇がないように我々も努力をしていきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 町長からいろいろヤギのことについて逆に教わるところもありました。ありがとうございました。私なりにいろいろ調べてみまして、ヤギ効果というのはあるかなと思っていたんですが、これからそういうことも含めて早くこの分譲地がその必要がなくなることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） 議席番号11番、高橋仁です。通告順に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

今回は上里町の将来像についてという一つのくくりで質問したいと思いますが、よろしく願いいたします。

本町は御存じのとおり、都心から約85キロということで、また、国道も17号、そして高崎線、そして関越の自動車道と、こうすることで、東西には便のいい土地でありますし、また、近くには神流川、烏川等で自然環境に大変恵まれた町であるということでもあります。また、本町は農業を基幹産業としまして、また、先端工業を立地する首都圏近郊の生活文化都市というような形で発展をしてきた本町であります。

しかしながら、国全体が総人口減少時代、少子高齢化の時代に向かう中で、ここで大きくまた町づくりの転換を図ることが求められているのではないかなと思うわけであります。本町がこれからも笑顔があふれて、本当に元気で活力のある上里町にするためにも、これからの町づくりのためにも質問したいと思います。

項目は通告しましたが、財政の健全化について、公園・緑地の整備について、農業の振興についてということでもあります。しかしながら、この3つもすべて、当地の元気あふれる

町づくりにするための一つの手法という形で御理解を賜りたいと思います。

財政の健全化については、納税率の向上に向けて、本町の納税率は御存じのとおり、ここずっと数年、年度初めは本当に上位にあるということになっておりますし、ところがまた、年度末になりますと、町税については下位のほうと。また、今回も平成24年の発表があったときにも、今までが55位から56位、57位と、今回58位くらいに下がっているかなと思います。63市町村の中でその位置にあるということでございます。このことは、前期には納税に理解のある人たちが納期限内に納付を行うと。しかしながら、下期には滞納となる所得の人たちが残るといような状況がここ数年繰り返しているのかなと理解しております。

また、滞納の繰り越しになると、なかなかその解消に向けては時間を必要とします。そのためにも、特に現年度においていかに未納をなくすかというような努力を願うものでもあります。

税収確保については、今まで上里町ではいろいろな手法、方法で税収確保に努力されております。そして、その中でもまた内容に応じて財産処理、調査をしたり、差し押さえしたり、それを販売したり、そういう取り組みも行ってあります。そしてまた、このところ、コンビニ収納というような形での収納のやり方、または職員が一丸となって各家に出向いて、収納に頑張っているという姿も見ておりますので、今後またどのような対策をとっていくのかも質問したいと思います。

納税については、御存じのとおり、当町の基幹になるもとでありますし、その辺のところをやっていただくということで。また、これは数字のマジックでありますので、不納欠損だとかもろもろのことによって、数字の改修はパーセンテージを変えることは幾らでも可能だということも理解しておりますので、よろしくお答えをお願いしたいと思いますけれども。

次に、公園緑地の整備についてということですが、これは第4次の上里町の総合振興計画の中で、人と自然が響き合う“ハーモニーガーデン上里”の中にも、住民ニーズ、またはアンケート調査などによりますと、これが平成17年のアンケート、平成22年のアンケートの中でも、公園についてとか、緑地についてはなかなか低いわけです。実際に満足度でいきますと、生活環境の中での公園が本当に低い位置にあるということです。その中で、子どもたちの意見発表等を聞いていますと、一番最初に出たのが図書館がありました。図書館もつくりましたと。プールのときもありました。プールも時期には温水プールまで話がいった経緯もあります。今出ているのが身近な緑の多い公園、そういうところで集まりたいと、遊びたいというような部分の子どもの意見が多いです。

私もスポーツ少年団の関係がありますけれども、特にサッカーだとか、ボールを使う競技の中では、土のグラウンドと芝生のグラウンドでは瞬時にした対応が変わると。これは大人になってプロになっても、ほとんど幼児期の教育された、特にスライディングだとか、瞬時の動き

についてはもうヨーロッパだとか、そういう運動公園が芝生化されているようなところで教育されたというか、そういう選手とはどうしてもおのずと差が出るということも報告されていることは周知の事実だと思っております。

また、このアンケート調査の中でも、町づくり会議からのもの、このような提言をされていると。同じように生活基盤の中でも、本当にみんなが気軽に使える安全な公園がほしいよと。そして、子どもたちも言っていますけれども、小さな公園でもいいから地区にほしいなど。たくさんほしいよということです。確かに近在を見れば、車を使えば他県、群馬県へ行ったり、またはそういう公園といわれる施設は幾らでもありますけれども、そうではなくて身近なところにたくさんほしいというような提言がされておりますし、子どもたちの意見からも多く見受けられます。

そして今まで、これを受けて各議員さん、私も含めてですけれども、今までの公園の充実と一般質問しますと、必ずお答えは、人口1人当たりの都市公園の面積というのは上位にありますよと。ではどの位あるんですかということをお聞きしますと、平成21年のデータでございますけれども、21.38平米あると。県平均にすれば6.46ですよと。全国の平均にすれば、9.5ですよと。ということで、上位にありますよということです。ところが、上位にある中で、一つは、実際には約69ヘクタールくらいあるうちの67くらいが、烏川・神流川総合運動公園と称するところが整備された公園扱いになっているから、実際には町内には2ヘクタールくらいの公園しかないよというのが現状かと思っておりますけれども、数字上ではこのような高い率になっていますので、補助金も受けることが受けにくいと。2ヘクタール以上の用地であれば、また別の公園の用地のそういう補助金等も受けられますよというようなお話も聞いておりますけれども、現実としてそういう場所がないわけでございますので、その辺のところを勘案しまして、整備について言うわけですが、さきにも申しましたように、身近な公園となりますと、なかなか十分という状態にないということです。

そこで、この題目に挙げましたけれども、鳥取方式の芝生化で公園をとということですが、たまたま鳥取方式というのが、ニュージーランドから来た外国の人が、日本の公園を見て驚いたと。土の公園であったというような形で、芝生化したらどうだろうと。芝生化すればと、必ずコスト計算だとか、維持管理費が高いよということで断念せざるを得なかったと。いや、しかし、この方式ならできますよというのが一つの私の同じような提案ですが、芝生、芝、図上で我々が考えているような高麗芝だとか、ゴルフ場にあるような芝ではなくて、そういう旺盛な品種の芝があるそうですので、または雑草といっても、草を頻りに刈り込むことによって、じゅうたんのような芝と同じような機能を持つような管理もできますよということで、鳥取方式という形で書いたわけですが、こういうところを各公園、また

は幼稚園、保育園でも、部分的には遊具の下にじゅうたんのような芝生にならないかとか、小学校、中学校においても、全部ではなくても一部子どもたちが裸足で飛び跳ねられると。

特に今回、小・中学校ではエアコン設置ということでありますけれども、室内ではいいですけども、一步出たときには、芝生化することによって温暖化の防止にもなりますし、また、冬場のグラウンドであれば、砂ぼこりの抑制にもなりますし、誰が行っても環境的にいいなということになれば、人が寄りますから、おのずと安全・安心の中で、防犯だとか、人との集まりだとかという部分では機能するのかなと思います。

そういう形で、各上里に空いている緑地といわれるところ、これは駐車場でもこの芝は対応できるそうですので、すべてのそういうような会社、または施設、そして、例えば堤の調整池においても、そのようなことは可能かなと思います。

ただ1点だけ、こういう形でして、これが可能であれば、河川だとか、水路だとか、また、農地でも、これから質問しますけれども、遊休的な農地もそういうふう意味で美化することとかなんですね。街路地などでもそういうふうに緑化することによってネットワークができてきて、自然にこの町に移り住みたくなるような、3次では、よく全町公園化なんていうことを言っていましたけれども、そのようなこともこれでやれば可能ではないのかなと思います。

ただ、ネックは、1週間に1回から2回芝刈りをするんだと。草刈りをするんだということが、そのくらい逆に言うと旺盛な植物であります。それをガードの中にありますように、協働という作業、要するに住民が手を挙げて、ここだったら緑化してその草刈りは私たちがしまうよというところには応援しますよと。だから、公園でも旧態依然の公園は土だと。しかし、それを利用しているところは、周りの人たちが協力すれば自然に緑の公園になりますよと。

その費用は従前の10分の1で可能だそうです。人件費の計算をすると、もっと安くできるそうです。例えば、スポーツ少年団で今、宮に素晴らしいサッカーのグラウンドがあります。これは今からもう15年くらい前ですか、もっと前になりますか、サッカーでバスコ・ダ・ガマというブラジルの世界チャンピオンになったクラブチーム、そのチームが来たときにもそこでちょっと練習したんですけれども、今で言う松木さんなんか来まして、素晴らしいサッカーグラウンドだねと。しかし、そこで子どもたちが試合できるのは年間に6試合か7試合です。普段使えないです。すぐ芝がだめになると。ですから、ある意味では、その芝でサッカーの試合ができるというのは、野球で言えば甲子園です。だから、宮のサッカー場で試合ができるようなチームというのは、そういうチーム。それを今度は日頃から練習でそのような状況が調べば、ますます盛んになるのかなと思います。

試しにこの芝の名前ですけども、ティフトン芝という旺盛な生育を生かして、それを芝生化するということであります。維持管理は、先ほど申しましたように住民の人たちだとか、ボ

ランティア、いろいろな各種利用団体の人たちが協力していただければ、夏場には週に一、二回の草刈りと。除草も要りませんし、薬剤散布もなくも、芝を頻繁に刈ることによって草も生えなくなると。俗に言う雑草と言われるものです。初年度だけ若干水をくれるとか、追肥の関係は。あとはそのまま旺盛だそうですので、生育するということであるそうでございます。このようにそういう素晴らしいものがあるんだから、これを生かさない手はないかなと思います。

先ほど申しましたように、費用は10分の1程度でできるよと。維持管理がちなみに幾らかとすると、大体平米当たり1,000円だそうです。それも1,000円以内で施工ができると。では維持管理はというと、またこれより安くて、大体平米当たり100円だそうです。そのくらいに抑えることができるということで、芝刈りを先ほど申しましたように、協働による方法でやれば十分もっとも安くできる、可能だということを知り及んでおります。

ですから、この芝とは、先ほども申しましたように、肥料を伴わないです。草と芝を頻繁に刈ることによって、芝の上で転んでも痛くないような本当にじゅうたんのような形状の芝生化になるんだそうでございます。これを外で遊ぶスポーツ、本当に転んでも痛くないということで、先ほど申し上げたように、瞬時の行動なんかでも変わってくるよということが言われているそうでございますし、土のグラウンドよりもずっと楽しいですよ。

実際にこれをやったところで、例がありますけれども、本当に芝でやると、何がよくなるかというと、外遊びが好きになるとか、芝生の上でみんなが気持ちよく遊べるためには集団で外遊びができますよと。そういうふうな子どもが増えているそうですし、体力もアップすると。転ぶのを恐れず走り回るなどの活発な運動で自然と体力がアップするということですし、また、それに伴ってストレスも少なくなると。思いっきり走り回ることができます。

本来芝というと、入ることは禁ずるだとか、そういうことですがけれども、そういうこともなくできますので、ストレスが発散できるということで、また、緑というのは目にもやさしいわけですし、精神的にも安定すると。事実いじめも減少したというような報告もあるそうですし、また、動くことによって夜はよく眠れると。運動量が増えることでよく食べる。そして、よく眠ると。生活習慣も大変改善されるというような報告もされております。

それ以外に、先ほど申し上げましたように、この辺では2月、3月、これからですけれども、赤城おろしで北風が吹くとか、そのときには砂ぼこりだとか、そういうものにも飛散の防止にもなると。また、地温の上昇の防止にもなると。特に夏場においては全部エアコンを入れても外はちょっと暑いよといったときに、芝生が一部でもあれば、その辺のところの防止にもなりますよと。先ほど申しましたように、緑ですので、目にやさしく、また、景観等の美化などにも効果があるよということでもありますので、是非ともこの事業に取り組んでみてはいかがでしょうかと思いますので、質問させてもらうわけでございます。

今言ったように、協働ということで、特に学校においては子どもたち自らとか、学校に協力する人たちが、ああ、そういうことならやってもいいよということになると、1週間に1回、2回でもローテーションを組めば月に1回、もしくは2カ月に1回くらいの割合になるのかなと思いますので、よろしくできれば最高かなと思うような事業であります。

最後ですけれども、農業の振興についても、今までと関連しています。当町は44.8%が農地というふうに称されています。私が就農した時代は、この町は1,500町歩あるんだよと、よく言われました。私らがアメリカへ視察に行ったときに、米麦農家が1軒の農家で1,500町歩、米を作っている。ああこの1軒の農家で上里じゅうの農地でお米を作っているのかなと思って、それで数字をよく覚えているんですけども、例えばイチゴ農家でも約250町歩、そうすると、1,500ですから、このランクでやるとイチゴもこのくらいかなと、大体目で見るとは思いますが、人間の目は見た瞬間が大体250町歩くらい目に入るそうですから、そういう形で、農業に、これも緑というんですか、景観も農業は、例えば夏場の美瑛だとか、富良野、そして、吾妻へ行けば時期には高原野菜、それも一つの素晴らしい景観にもなりますし、そういうところに住んでみたいとか、そういうところで生活して、住んで、こういうところで子どもを育ててみたいとかというような一翼も、農業では大きく担うのかなと思いますので、農業振興ということで、質問させてもらいますけれども、6項目書いたんですけども、順番が若干変わるかもしれませんが、内容については質問しますから、よろしくお願ひしたいと思います。

最初、一番簡単なものと言っては失礼ですけれども、給水栓の管理についてから、逆さですけれども。

もう土地改良もして、昭和48年から始まりまして、平成23年で大体終了したという形であります。しかしながら、給水栓の漏水の問題、これが今逆にどのようにするんだというのが問われております。大変この管理は、最初のころは地主がするんだよということで、ああそれは当然だねということで、皆さんそのつもりで管理していました。ところが、自然に相続問題だとか、利用増進の問題が出てくると、自分で管理しなくなると、1基大体今安くても4万5,000円から5万円、7万円かかるそうです。これが1軒の家で、漏水し出すと4つも5つも始まるんです。これは大変なお金です。地主負担だといったらなかなかありませんね。それを利用増進等であれば、利用増進すると、農業委員会さんも今標準小作料というのを提示しますので、その小作料の中で、もしもその改修ができるのであるならば、地主さんもその間は小作料は来ませんけれども、出費なく管理ができるというようなことで、その辺のところの解決をするのに一つの提案ですけれども、利用権を持った人が小作料との相殺することによって、漏水のことも解消するのではないかなということで、そういうことを今後指導機関である産業振興さんはじめ、各課からその辺のところを検討できればしていただきたいなと思います。



そういうことによって、景観の中で、今回も175億円から200億円といわれている金で、パイロットで、管の改修をしたと。今回にも6億4,000万円のお金も補助で町も出したというような経緯もあります。それでいながら、今度は新しい管になったからますます漏水が、古くなったほど傷むので、圧がストレートにかかってくるからまた漏水がちょっと前より多くなったようだというふうなことも聞いておりますので、その辺のシステムをしっかりとつくることによって、圃場の漏水管理ができるのかなと思います。

それにあわせて、地先管理ということについても質問させていただきますけれども、これも冒頭申し上げましたように、土地改良の最初の事業のときには、皆さんが大変理解がありまして、3面コンクリートが土側溝である場合にはそこまでやらなくて、ちゃんとしっかり管理して、雨が降ればそのままちゃんと流れたような状態、圃場管理もされたんですけども、いつの間にか年数が経ってききましたので、先ほど言った冬場の砂ぼこりだとかで埋まってしまったり、その管理をしませんので、今度は草が生えてきて、また排水できないというような形で、しかし、これは改良区でやってくれるのではないですかというふうに勘違いしている人もおりますから、いつになっても解決しません。

そういう形で、地先管理に対する啓発をもう一度されてはどうかと思いますし、もしも土側溝でそういう形を直すときには、利用増進の中で、借りた人がある程度お金を出して自分で直した場合には、それを小作料と相殺するような一つの思い切った手法をとることによって、上里じゅうの土地改良した農地が素晴らしい農地として畦畔から給水栓が維持管理されていると。

中に作る作物については、これからまた御質問しますけれども、砂利採取の件で質問させていただきますけれども、砂利採取につきましても、私が議員に当初なったときに、質問をしますと、必ず土壤改良、土質改良という形、確かに48工区の以前の土地改良する前の土地で、確かに石が多く、砂利が多く、作物も育たないと。時期には枯れてしまうというようなことがあって、表土を取って、砂利を取って、土壌を入れて現状回復をしていい農作物を作ったというのは事実だと思います。しかしながら、土地改良して、ある意味では何でもつくれる作物にする。蛇口をひねれば水が出るというふうな素晴らしい農地を、美田を作っておきながら、その後、砂利採取という土壤改良、土質改良という名目の中でやったら、作れるのはお米だけですよ。そうすると、お米作れという時代はいいですけども、どうも米の作り先も、ここ5年間くらい不透明感がありますので、その辺のところもありますから、今後どのようにされるのかということをございますけれども、今まで採取した農地の確認をされているのかということです。

それと、当初と現時点、採取された深さなんかも、だいぶ違うと思いますけれども、その辺

の把握もされているのかと。または、採取後の作物は本当に今後どうしたらいいのかと。そして、米、麦以外どのような作物を選択すれば、上里の農家の人たちが独立、新規就農もありますけれども、経営として成り立っているのかと、そういう研究開発を町ではされる必要があると思いますけれども、その辺のところはどのようにするのが質問するわけでございます。

遊休農地についても、今現在本町にはどの程度面積があるのかということ、約10町歩くらいということをよく聞きますけれども、それ以降は全然進まない、または、土地改良してから一度も耕していないというような地も見受けられます。これはどうも離作料の関係が相当大きく邪魔している要因ではないかなと思いますので、その辺の理解をされているのかどうか。俗に言う一度貸すと返してもらうときには土地を半分持っていかれてしまうよとか、そういう時代がありました。戦前から確かに利用増進の中で9年契約でやっている、半永久です。返すときには土地は折半だということです。6・4だとか、極論を言うと7・3だとかとあって、地主には7、作っている人が半分以上とるよというようなことで、離作料が。それをいまだにお年寄りの中でも離作料というのは発生するのではないかと危惧している人が、今頑として土地改良後に農地を利用増進の中でも貸し借りができないのは、その辺のところも一つのネックになっているかと思っておりますので、その辺の理解も示せるような施策をお願いできればと思います。

また、担い手の育成につきましても、農業を巡る現状は、輸入の自由化だとか、従事者の減少だとか、高齢化、または担い手育成の確保というのは本当に難しい状況であるということは、私が就農した時分から農業は曲り角といわれていましたが、現在も変わらないと思っております。しかし、農業は食料自給だけではなく、先ほど申しましたように、景観保持、または防災、または自然循環機能、そして、今では食育教育といわれる教育の部分にも多目的な機能を持っていることは周知のことだと思っております。しかしながら、農地は一度荒廃しますと、生産性、または近隣農地に悪影響を大変及ぼすと。そして、これを再生させるには大変な時間と費用がかかります。そのためにも今後ますます担い手の育成、優良農地、または販売機能などの強化が必要ではないかと考えますので、具体的に上里町ではどのような政策を今後とっていくのかお伺いするところでございます。

最後になりますけれども、生産技術の向上についてということで、ブランド化ということですが、上里町の農産物、誰もが知っていて、農畜産物の名前が言えるようなものは何かというようなこと、例えばネギと言うと、深谷だとか、下仁田というように、こんにゃくなら下仁田とありますし、そういうふうに農産物では、よく今「こむぎっち」でやっていますけれども、なかなか小麦は上里になっても、うどんは上里とならないので、具体的にそういう地域の名前があるようなものを開発もする必要があるのではないかと。一例としては、シニア向けなどのサービス化戦略です。それが一つのブランドになるのではないかと考えます。シニア向

け、例えば野菜嫌いの子どもたちも喜んで食べられるような農畜産物、小さな子どもにも安心して食べられるような、アレルギーも起こらないような農産物、そのようなサービス化戦略をアピールできるものも一つのブランド化ではないかと思えます。

このように経営理念を明確にして、お客さんは誰なのか、どこにいるのか、満足度は何かというふうなことを市場調査しながら、農家としての信用という無形の利益をブランド化することによって、上里町の農業が存続できるのではないかと思いますけれども、御答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 高橋議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に1番の上里町の将来像について、の財政健全化について、税率の向上に向けてにつきまして、御答弁をさせていただきたいと思えます。

議員もおっしゃってありましたように、上里町の納税率は年内時点では、毎年上位にいるものの、年度末には県下市町村の中でも、平成24年度においては63市町村中、現年町税が41位、国保税が28位、滞納繰り越しを含めると、町税56位、国保税が33位となっており、国保税優先の収納対策を行っておりますことから、国保は中間に位置するものの、町税は下位になってしまっておるところが現状でございます。

このことから、年度上半期においては、納税意識の高い階層の多くが納期内納付を行い、下半期には滞納となる所得状況にある階層が残るという状況であり、上里町ではその傾向がより顕著であると思われれます。

所得そのものが向上していない昨今の経済情勢から、滞納繰り越しになると、なかなか解消に至るのが難しくなります。そのため、現年度において未納をいかに少なくするかに各市町村とも取り組んでおります。上里町においても、今議会に補正予算を上程をさせていただきましたが、コールセンターの導入により早期のうちに納税を呼びかける体制づくりを今予定をしておるところでございます。

滞納繰り越しにつきましては、納税可能な資産、給与等がある場合には、財産調査や差し押さえに取り組むとともに、納税不能な場合には、法に基づき執行停止、不納欠損を行っておるところでございます。

また、広く町民に知ってもらうために、広報かみさとにおいて、毎年7月に早目の納税相談の呼びかけと処分状況の公表も行っておるところでございます。

税込確保につきましては、ここに挙がっておりますけれども、質問がなかったようでございますので、次に飛ばさせていただきます。

次に、一番の公園・緑地の整備について、鳥取方式の芝生化で地域の活性化という御質問でございますが、公園の芝生化について答弁をさせていただきます。

上里町の公園で芝生化されているのは、忍保グラウンド野球場や宮多目的広場サッカー場、堤調節池運動公園のグラウンド周囲、七本木児童公園、久保新田のコミュニティ公園などでございます。現在芝生化されている町の公園の芝は、高麗芝や野芝ですが、鳥取方式の芝は、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、ティフトンという洋芝で、成長が非常に早く、刈り込みを頻繁に行う必要があるようでございます。

町では、金久保城址公園やホテルの里、久保新田コミュニティ公園など、10カ所の小公園について地域の管理をお願いしております。また、三田や古新田、京塚などの宅地開発に伴う小公園の日常管理は各地域で行っていただいております。

鳥取方式の芝生化につきましては、芝刈り等の管理を地域で実施する場合に支援をしたらどうかという高橋議員の御提案でございますけれども、小公園で芝刈り作業などを地域でやっていただけるものであれば、鳥取方式の芝生化につきましては、研究や検討をさせていただきたい、このように考えております。今後公園の管理を行っていただいております団体や行政区などの意向を確認しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

なお、現在神保原駅南土地区画整理事業地内の面積7,500平米と1,500平米の公園2カ所の基本計画を策定するため、地域住民の参加をいただき、ワークショップを開催しております。地域の皆さんの協力が得られるのであれば、鳥取方式の芝生化も選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えております。

公園管理につきましては、できる限り住民と協働で行い、魅力ある町づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、小・中学校の芝生化につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、3番の農業の振興については、多種多様な内容があり、町だけで完結するものでもなく、住民の方だけで事足りることはないことはよくわかります。住民と行政、関係団体とが手を取り合って、それぞれが役割を考えてできることや、やるべきことを一つずつ積み重ねていくことが重要である、このように考えておるところでございます。

まず、最初にわかりやすい質問からということで、1番目に、農地の給水栓についての御質問をいただいたわけでございます。

一部で老朽化が進み、漏水している箇所もあり、隣地などに水が入り込むケースもあると聞

いておりますので、農地所有者に対しては隣地に迷惑がかかるだけではなく、水資源の無駄遣いともなりますので、なるべく早く修理するよう指導してまいります。

なお、漏水修理代金の取り扱いについては、農地の賃貸借関係の中で誰が負担するのか、個別に対応していただくと大変ありがたいというふうに思っておるところでございます。

一気に直すのに、高橋議員のおっしゃいました4万円から7万円もかかるということでございます。小作料の中でその辺ができるかどうか、その辺のところも検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、2番目の農地の地先管理については、各土地改良区の施設管理組合が行っておりますが、毎年夏に行われる排水路の管理作業の御案内や土地改良区の広報紙により、皆様のご協力をお願いしておるところでございます。

また、例えば平成23年度に県の水辺再生100プラン事業で改修された五明用水地区では、定期的に地区の住民の方が草むしりや花壇などへの花植えなどをしてくださっているおかげで、ヒメイワダレソウがきれいに生い茂り、散策するのにもよい環境を維持してくださっているところでございます。

おかげさまで、上里町では、上里西部土地改良事業の換地処分終了に伴い、町内の土地改良事業は完了したわけですが、今後も引き続き農地の地先管理について、皆さんの御理解と御協力をお願いしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、3番目の御質問をいただきました砂利採取については、農地を一時転用し、砂利が採取されておるわけでございますけれども、砂利はインフラ整備などに必要不可欠なものであり、震災復興や2020年東京オリンピックに向けて、今後ますます需要が高まっていくものと思われまます。

また、申し上げるまでもなく、そもそも砂利を採取する農地も個人の財産ですので、その個人の財産に対して行政が関与することは甚だ難しいものと考えておるわけでございますけれども、ただ、砂利を採取した農地の活用法については、本庄農林振興センターで今年11月から埼玉ひびきの農業協同組合の協力を得て、砂利採取をした農地とそうでない農地と肥料など同じ条件のもとで、種小麦の試験栽培を開始していると聞いておりますので、今後も本庄農林振興センターの御指導も仰いでいきたいというふうに思っておるところでございます。

また、どのような作物を作ったらよいかというようなお話もいただいたところでございますけれども、高橋議員、農業の専門家でもあるわけでございますので、私なんかよりもよく御存じだと思いますけれども、今後ともそういった農協や農林振興センターの皆さんの御指導を仰ぎながら、今後進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それから、先ほど土地改良の名目で、当初は砂利を採取していたという御質問もいただいた

わけでございますけれども、対象の方が全く今そういうことはないというふうに思っておるところでございますけれども、対象の方が窓口に来た場合には、説明をさせていただいたり、農地の賃貸借のことでお困りのときは農業委員会に相談していただくよう、引き続き収支について指導してまいりたい、このように思っておるところでございます。

次に、遊休農地については、平成22年度で全国に約40万ヘクタールあり、滋賀県とほぼ同じ面積であるというふうに聞いておりますけれども、上里町では、農業委員会で毎年10月に管内すべての農地について現地調査を行っており、昨年の結果は、遊休農地は約10ヘクタールと前年対比90%に減少したところで、全農地に占める割合は約0.8%と、小さな数字となっております。

現在、遊休農地と判断された農地所有者には、農地の適正な管理について指導などを行うとともに、所有者みずから耕作を行うことが困難な場合は、農業委員会の農地バンクの登録を斡旋し、農地利用者との仲介を行い、遊休農地解消に向けて取り組んでいくところでございます。

今後も農業委員会と協力して指導を行うときは、平成21年の農地法改正により、農地所有者が指導や勧告に従わない場合に、農地所有者以外の希望者が農地を利用できるように措置されることもあり得る旨をあわせて周知することで、少しでも遊休農地を減らす努力をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、担い手の育成につきましては、平成18年度に本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合、児玉郡市内の市町と連携して、「児玉地域担い手育成総合支援協議会」を組織し、平成22年度からは新規参入希望者が就農できる体制を整備するために、「児玉地域明日の農業担い手育成塾」を設置しております。

この「担い手育成塾」の募集枠は、毎年2名までなのでございますけれども、平成23年度以降の塾生は全員上里町から入塾しておるところでございます。

また、町内の農業生産法人では、農業大学の学生を研修生として受け入れたり、未来の農業の担い手として若い社員を雇っているという話も聞いておりまして、町としても、大変喜ばしいことだと考えておるところでございます。

今後の担い手となる新規就農者への支援としては、新規就農総合支援事業を実施しており、今年度は4名の新規就農者に対して青年就農給付金の交付を行う予定でございます。

次に、最後になりますけれども、生産技術の向上（ブランド化）についてでございます。

災害や病気に強い品種、低コスト化が図れる品種の導入や耕畜連携による高品質で安価な堆肥の製造、供給、農家の作業負担の軽減や農薬、化学肥料の削減、畜産排せつ物の有効利用等が課題と思われま。

今年度は新たに県、児玉郡各市町、埼玉ひびきの農業協同組合、畜産農家代表により、「児

玉地域の家畜ふん堆肥を有効活用するための取り組み」を実施しておるところでございます。取り組み内容といたしましては、各市町で情報収集と提供を行い、県が主体となって「堆肥マップ」を作成する予定でございますので、生産者に対してこの「堆肥マップ」を情報提供し、堆肥の有効活用を進めてまいりたい、このようにも思っておるところでございます。

また、子どもたちや市内の皆様方に愛される、そういった農産物の選定も急いで、ブランド化をしていただければ大変ありがたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） それでは、高橋議員の私に対する質問、上里町の将来像について、公園・緑地の整備について、鳥取方式の芝生化で地域の活性化のうち、小・中学校における芝生化について、御答弁させていただきます。

校庭の芝生化は、児童・生徒への情操教育として高い効果が認められており、町内小・中学校においても、芝生スペースの導入に取り組むべく、既に検討を開始しているところでございます。

学校で取り組む芝生化では、必須作業である夏場の水やりと芝刈り、除草をどのように継続的に実施できるかが最大の課題となっております。既に校庭の芝生化を実施している学校での維持管理の方法といたしましては、学校応援団等のボランティアの協力で行う方法、または民間業者に委託するなどの方法がとられております。ところが、前者は継続性に乏しく、結果として学校現場の負担、不満が増加し、緑の景観を維持することが大変困難になっているというふうに聞いております。また、後者は景観の維持は容易であります。利用（児童・生徒、保護者、地域住民）の芝生に対する愛着度が低くなるなどの欠点があるようだと聞いております。つまり自分たちの芝生（緑）であるという認識が欠如していると、個人、または団体の自発的にきれいにしようという行動を引き起こすことは難しいのだというふうに考えられます。

議員御提案の鳥取方式は、芝刈り、施肥、散水を中心とした維持管理が主で、除草や薬剤散布を行わないことで比較的簡易に芝生化を実現できるということから、行政と学校だけでなく、学校に通う児童・生徒並びに、ひいては地域住民が一体となって取り組むことを容易にする一案ではないかと感じておるところでございます。

行政は学校教育の向上のために芝生環境を整備し、学校は保護者等に学校への芝生化による効果等を伝達し、保護者等はその効果を持続させるため、使いやすい状態を確保し、そのために必要な費用を行政が支援するという連携体制を構築することが、利用者と行政が協働した形

で緑化推進を図ることにつながるのではと考えておるところでございます。

現在、学校行事の中に類似的なものとしたしましては、長期休暇後に気持ちよく子どもたちが学習できるようにという趣旨から、学校と保護者が協力し、毎年行っております「夏休み親子奉仕作業」がございます。このように、利用者が自らの要望を実現するため、労働を提供し、行政が資金を支援する体制が実現できれば、小・中学校における芝生化の課題も解消でき、現実化に向け前進できるものと考えておるところでございますので、学校を通し保護者、地域へ呼びかけ、継続的に芝生管理ができるような体制づくりを含め、小・中学校での芝生化スペース事業を推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） 町長にお伺いしますけれども、税収確保については、先ほど答弁の中では、質問がなかったということですが、私は税収確保については、今までは本町ではいろいろな手法で税収確保に努力をされており、財産調整や差し押さえに取り組むとともに、コンビニ収納など、または職員が一丸となり頑張る姿を見ておりますが、今後もどのように税収対策をするのかという質問はしておりますので、お答えをお願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 財政運営の中で、歳入の根幹をなす町税の確保が大変重要であるということと言うまでもないわけでございます。厳しい財政状況の中で、税収の確保について日々努力をしておるところでございます。より税収を増やすために行うべき積極的な対応策として、考えられるのは、まず人口を増加することではないのかと思っております。

税収規模は、基本的には人口規模に比例して税収が多くなるわけでございます。本町も他市町村と同様に、人口減少が懸念される中でございますけれども、税収面のみならず、町づくりの観点からも人口増加をテーマとする政策というものを改めて考えなければならないと思っております。

御承知のとおり、現在町では企業誘致を積極的に展開しておるところでございますけれども、企業立地による税収への波及効果も大いに期待をされるところでございます。新規企業立地によって従業員に支払われる給与や町内での消費などによる経済活動や雇用による人口増加も期待できますことから、上里サービスエリア周辺地区の産業団地や工場跡地への企業誘致が重要であり、引き続き重点施策の中で取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。



一方、上里町に住みたいと思わせる魅力ある町づくりも必要だと思っております。（仮称）上里スマートインターチェンジやJR神保原駅南など、交通の便のよさ、大型商業施設の充実、農業基盤の充実など、魅力的な町づくりと相まって、本町への人口の流入を図ってまいりたいと考えております。

元気の源は人であり、今後人口政策を中心とした町づくりの検討を進めてまいり、積極的に税収確保についての位置づけを行ってまいりたい、このように考えております。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） 税収につきましても、今、町長が言いましたように、確かに人が集まればということで、その努力も認めますし、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど質問の中で、私はこの町には農地という部分では44.8というような数字が示されているわけでございますけれども、29平米の中の44.8ということですが、移り住みたくなる町、例えば、今一番多いのが田舎に住みたい、そういうときに、農村整備がされています。

例えば残渣の関係でも、ふん尿処理残渣、野菜残渣でも、グリーンセンターをつくり、産業廃棄物的なものもそこで堆肥化をし、そして、良質にできたものは各家庭に安く配り、そして、各家庭で植物なり、野菜なりを、プラントなり、または小さな自家菜園でも作ってもらうというようなローテーションが素晴らしくできています。山においては、その山の落ち葉をそういうセンターに持ち込むときには、袋がありまして、その袋いっぱい入れると幾らですよと、引き取ると。例えば間伐材においても、トン幾らで引き取るというような形で、山がきれいになったと。山がきれいになるということは、健康の人が数多くいるから労働的にきれいになるということで、医療費も削減したというように、本当に今、町長が言ったような形で進めば、いい町づくりになろうかと思ひます。

しかしながら、砂利採取のことで言いますと、ある程度町で独自に考えないと、国・県はインフラ整備でいいですけども、埼玉県において砂利をやっているのは上里町と神川町、一部熊谷市もありますけれども、ここしかないんですよ。ここでやっているものについて、それをやっていくと、100年、200年先に人が住むと云って、砂利をとったところ、15メートルも掘ったところへ誰が家をつくるんですかということなんです。二束三文の土地をもらったって、家をつくるには大変ですからという懸念があるのではないかなと。その指導も今からされないと、100年先、200年先、本町が永遠と続くわけでしょうから、ある意味ではこの地域は、そういうときに今から手を打たないと、その中のネックはこの砂利の問題ではないかと。

しかしながら、今言ったインフラ整備、または業者がいて、ウィンウィンの世界にはどうや

ったらともに勝者になっていけるかということになりますと、例えば今試験でやっていると、小麦やりますけれども、それは1圃場でやるからです。できれば、砂利なんかをとったところは1タンクでやっていただけるとありがたいです。例えば1圃場でやりますと、そこへ田舎の麦を作って、水を入れたくないのに、片一方が野菜を作っても、時期には米を植えられると、もう水で、下が一緒ですから、砂利とったところは。そうすると、幾らいい野菜を作ろうと思って、米がだめだからといって野菜を作ったと。ところが上で水を入れられればもう一緒になるから、同じ試験でもある程度規模やって、タンク的なものでやって、その一角そっくりが排水路があるなり、暗渠なりやって、できればそういうような農作物も可能かなと。だから採取地でも、現在では恐らく48以前の採取地はどこがとったというのは今の古老の人たちに聞いて、ちゃんと一つ一つチェックして、その把握もしっかりするということが一つではないかと思えますけれども、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私も砂利採取については、本当に将来を見ますと、大変なことになってしまうなど、そんなふうにも懸念をしておるところでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、個人の資産であり、個人の財産であるわけでございますから、これを規制するという事は非常に難しいというふうに思っておるところでございますけれども、砂利採取した後の埋め戻しが非常に今厳しくやられておるようでございます。昔のように何でも埋め戻してしまうと、そういうことではないようでございますので、ある程度は昔とは違って、排水状況もよし、そして、その後の農作物の作物も生育できるように、そういう配慮の中で埋め戻しはやらせていただいておりますというふうに伺っておるところでございます。

先ほど議員からお話をいただきましたように、1タンク、1圃場ではなかなかそれは成果があらわれない、わからないというようなお話をいただきました。1タンクそのものの全部をそうやって試験的にやればよくわかるのではないかと、そういうようなお話しもいただいておりますけれども、これも農林振興センターと相談をしまして、1圃場だけではなくて、1タンク全部をその試験圃場として種小麦を作っていただいて、その生育状況、肥料を同じにやってどのくらい違うか、そういうものを試験していけたらというふうに思っております、振興センターのほうへもその辺の話もさせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） それと、あともう実際には過去に、今ある現在は過去があるわけで

すから、もう48の土地改良以前にも砂利採取したところもあるわけです。実際に地主さんがどこまで把握しているかということもありますけれども、それも町を憂いた場合には、その把握というのは大切ではないかと思えますけれども、その辺のところの検討はいかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今年度委託しておる農地利用計画図等のデジタル化に向けて、その辺の砂利を採取したところと採取していないところが一目瞭然わかるようにしていきたい、このように考えております。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） 是非ともその辺のところは48工区以前の地主さんからよく聞いて、土地改良以前のところもありますので、よく確認しながら落としていただいて、将来憂いのないようをお願いしたいと思います。

次に、芝生化の問題でございますけれども、確かに教育長の小・中学校はいいんですけれども、できれば何でも教育はもっと小さいころ、三つ子の魂でするので、幼稚園、保育園でも遊び場の下くらいをじゅうたんのような芝にやることによって、子どもたちがクッションでけがも少なくなると。または、緑に親しむということで、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 幼稚園、保育園につきましても、大変芝生化は環境的にも優れていると、そういうふうに認識をしておるわけでございます。ただ、先ほども教育長のほうからお話があったと思えますけれども、1週間に一度それを刈り取るということでございます。それほど旺盛な芝だと聞いておるわけでございますので、その管理をいかにできるかということで、管理の問題が解決できれば、できるだけやらせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） なかなか先人の出した知恵ですので、我々が考えるなら、実際にそれで素晴らしい効果を上げている地域が全国にも1,500カ所以上あろうかと思えます。特に岐阜県においてもありますし、これを発祥した場所もありますので、その辺のところを手を挙げるとか、協力する人たちで視察ですか、そのようなこともできれば、予算化でもしていただいて、実際には見て本当に聞いてくるということが我々がここで幾ら議論するよりも、ではこれならできると、1週間に1回だけのこういう方法でローテーションを組めば月に1回とか、2

カ月に1回で済むんだなというようなことはあろうかと思えますけれども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 百聞は一見にしかずという言葉もあるとおり、見たり聞いたりしてることが何よりも大事だというふうに思っておりますので、今後視察等もさせていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） それとまた、農業に戻りますけれども、本当に我々も年取ってくると、だんだん農業というのはある程度の労働力が必要ですので、担い手ということ。その理解も、みんなが素晴らしいねと理解してくれると、仕事もやりがいがありますので、できれば農作物も、幼児教育で食育がありますけれども、私も皆さんの協力のおかげで米づくり、麦づくりもさせてもらっています。また、幼稚園においてはジャガイモの体験だとか、いろいろされていることも十分承知しておりますので、ところが、自分で額に汗したものについては、例えばピーマンが嫌いな子がピーマンを自分で鉢だとか、コンテナで作ったピーマンは好きになったとか、ニンジンの嫌いな子がそのような手法で作ったものは、自分で額に汗を流したら食べるということが、実際米づくり、麦づくりをしまして、実際にうどんが好きでもなかった子も、自分で小麦を作ってうどんを手打ちで作ると、好きになると。嫌いにはならないと。今後そういうような教育も必要ではないかと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 高橋議員が米づくりを子どもたちに体験をさせていただいておる。大変素晴らしいことであるし、ありがたいなというふうに思っております。先ほど議員からもおっしゃいましたように、ピーマンも嫌いな子が自分が作ったら好きになったと、そういうこともあるでしょうから、是非そういう体験を通じて幼児教育を進めていきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員。

〔11番 高橋 仁君発言〕

11番（高橋 仁君） それでは、最後ですけれども、これは総括で質問させていただきますと、全町が緑豊かで、そして町全体が本当に公園か別荘のよう、例えばここは湘南ですか、鎌倉ですか、逗子ですか、葉山ですかと。夏で言えば軽井沢ですかというような別荘地的であ

るかのような景観、そして、誰にもやさしい町であり、また、生涯学べるような教育と文化の町などが展開できるような施策ができれば、町長が言うように自然とこの町に住んでみたいと、子どもたちも、または高齢の人たちも、また数多く緑化された公園等を集まれば、そのような話題にもなりますし、また、44.8の農地がそのような形で景観完備され、時期には麦秋だとか、そして、今であれば白菜、キャベツだとか、それも一つの景観になろうかと思えます。

そして、公園においても、緑化したのとあわせて、例えば春であれば桜であるし、今の時期であれば冬桜でも桜もありますし、各種いろいろなそのようなこういう緑と花、草木あわせたようなふるさとができれば、宅地と調和されるというような農地と活性化し、宅地と調和されると。そして、生産年齢の人たちが増えれば自然と財政等も向上すると思えますし、または企業誘致や地場産業の活性化にもなるのではないかと考えますので、一つの未来図としてトータルのこのようにされてはと思いますけれども、町長の意見を聞き、終わりにしたいと思えます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町は、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、神流川、烏川に囲まれた非常に田園風景のいい場所であるわけでございます。一方では、本庄の地域、七本木地域、神保原地域におかれましては、開発が進んでおるところでもございますけれども、その均衡のとれたいい町ではないかなと、そういうふうに思っておるところでございます。一口で言えば、将来像である第4次総合振興計画で、人と自然が響き合う“ハーモニーガーデン上里”の実現に向けて、持てる力のすべてを結集して、各種施策を今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 11番高橋仁議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時38分休憩

午後2時55分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。通告順に従い、子育て

支援策について、暮らしの問題について、西部土地改良事業の問題についての3点の一般質問を行います。

1、子育て支援策について。

子ども・子育て支援事業計画策定について。

昨年8月、子ども・子育て支援法を含む関連三法が成立し、子ども・子育て支援事業計画の策定が市町村に義務づけられました。その事業計画策定に向け、町でも子ども・子育て会議が設置され、就学前児童と小学校1年から3年生の保護者に対し、アンケートが実施されているところです。

そこで、計画策定の見通しと方向性について伺いたいと思います。

まず、保育園についてであります。安心して預けられる保育所、保育料の兄弟減額を生きた制度にすることについて伺います。

子ども・子育て支援新制度では、特定地域型保育と位置づけ、定員6人から19人以下の小規模保育所事業を奨励するなど、認可保育所以外の多様な保育事業が広げられるようになっています。しかし、そうした小規模保育所では、環境や人的配置の面などで、安全・安心の面から大変心配されるところです。

町はここ数年、町外の保育所へ120人ほどの入所をお願いしてきています。そうしたことも踏まえ、子どもたちの必要な保育量をどのように想定しておられるのか、まずは伺いたいというふうに思います。

働く女性にとって、安心して預けられる保育所が身近にあるかどうかは重大な問題です。政府は、11月25日の子ども・子育て会議で、新たな子育て支援制度の利用案を示しました。週30時間以上就労のフルタイム就労者の利用時間は原則1日8時間、最大11時間、月48時間以上就労が条件の短時間就労者の利用時間は1日最大8時間とし、8時間を超える場合は延長保育とするということです。この短時間就労者の保育利用時間については、当初から保育所利用者と保育労働者が大変心配している問題です。保育所における子どもたちの生活と集団のあり方を考えた中で、町として最大8時間までは短時間労働者においても自由に保育ができるのかどうか、そういう考えを持っているのかどうかについて伺いたいと思います。

子育て支援の充実を言いながら、子育て中の保護者の負担は増える一方です。保育料の兄弟減額については、第2子は半額、第3子は無料となっていますけれども、制度はあっても兄弟が同時に保育所を利用しなければ使えません。こうしたある制度を生きて使える制度にするために、同時入所でなくても兄弟減額を適用することについて考えを伺います。

そのための財源はどれほどで可能なのでしょうか、お伺いしたいと思います。

放課後保育について伺います。

公立の定員と児童館のあり方、民間学童の家賃補助及び施設について、公私間の保育料負担の格差是正の助成について伺います。

放課後保育所の定員については、国・県のガイドラインで、1施設40人となっていました。子ども・子育て会議でも改めて40人が確認されたところです。しかし、現在東児童館の定員は60名となっています。上里町の放課後保育体制は、公立5カ所、民間3カ所であり、定員40人とすると、最大320人の受け入れ態勢があることとなります。しかし、公立の放課後保育室はいずれも児童館の中にあるため、児童館イコール放課後クラブ室のようになっています。児童館の本来のあり方は、ゼロ歳から18歳未満までの児童のための福祉施設です。一般の小・中・高生、乳幼児が利用できる施設であります。特に夏休みなどは学習の場や友だち同士のおしゃべりの場として活用できるようにすることが望まれるのではないかと思います。児童館本来のあり方について、放課後クラブ生と一般利用者がともに利用しやすい状況をつくるのが課題です。このことに対する考えを伺いたいと思います。

少なくとも現状の東児童館の定員については、2017年を待たずに基準の40人にすべきです。東児童館においては、60人定員でも、4月当初は希望者全員が入れない状況が一方であります。しかし、一方では、東地域の民間学童では、定員が満たない状態が続いています。その大きな要因は、保護者負担の差が大きいことだと思います。

学童保育所の保護者負担の全国平均は、月額7,371円です。ちなみに、公立公営の保育所の平均は5,535円であり、父母会運営では1万872円であります。上里町の民間学童の保育料は1万円であり、そこに施設費プラス延長保育料が入ります。一方公立は、所得に応じて無料から最大5,000円となっています。経済的に厳しい家庭に対する保育料の減免も民間運営では保障されません。保育料のように所得に応じた差がないわけであります。

そこで、全国では市町村が独自に所得の少ない方に減免制度を設けているところがあります。全国では6割ほどそうした独自の減免制度を設けております。公私間の保護者負担の格差をなくすために、格差是正の助成を上里町でも行っていただきたいというふうに思います。

東児童館の過密定員の解消を図り、民間との保護者格差をなくしていく。このことで民間の割れている定員が埋まっていったら、公平になるのではないのでしょうか。

また、民間学童の運営を圧迫している家賃補助の拡充とあわせて、将来的に民間学童施設を公設にしていくことについて、そうした考えを持っておられるのかどうか、もしくは民営のまま補助率をどんどん上げていく、そういう考えを持っておられるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

学校給食費の助成について（義務教育費無償）。

月額四、五千円の給食費であっても、子どもが多い家庭では、そのほかにも教材費や修学旅

行の積立金等ありますので、大変教育費、大きな負担になります。憲法第26条第2項は、義務教育は無償とうたっています。学校教育の食材費は保護者の負担でよいとされているわけですが、親の経済状況が悪化する中で、給食費を含む教材費が無償になれば、大変大きな子育て支援になります。

特に1人当たりの所得が平成21年、平成22年の統計で見ますと、県内64市町村中、平成21年は56位、平成22年は55位と、上里町の1人当たりの所得、大変厳しい状況にあります。こうした暮らしの厳しい子育て中の保護者の方々に対して、段階を追っての学校給食費の無償化を目指しての助成を求めたいというふうに思います。

町長は、以前の私の質問に、一度始めると継続しなければならないため難しいと言われました。しかしながら、決算を見ると、ここ数年5億円、6億円の規模で繰り越しがあり、基金も毎年億の単位で積んできております。財源的には可能だというふうに思います。全国的にも給食費の無料、また、一部補助を含めると、大変多くの自治体が今こうしたことを行っております。町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

## 2、暮らしの問題について。

第5期介護保険の見直しと第6期の見直しについてでございます。

第5期介護保険の真ん中に当たる2年目も9か月目に入りました。2013年度の目途が出てきていると思いますので、お伺いしたいというふうに思います。

3年で1期で運用していく介護保険制度であります。1年目に基金が積み重なったことから、3年目の見直し、いわゆる来年の見直しが大変大きな心配事になっております。また、そのことによって、第6期介護保険計画の見直しも大変心配されてきています。6期見直しの前に、次期介護保険料の値上がりにつながるような対策をとっていただきたいというふうに思います。そのためには、3期目の介護保険料の中に不足分は一般会計からの繰り入れを求めたいと思います。

さて、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の意見書が大筋でまとまったことが報道されました。この内容は、一口で言えば負担増と給付減です。一定の所得以上の高齢者の利用料を1割から2割に引き上げること、特別養護老人ホーム入所者を原則要介護3以上の方にする、要支援1、2の利用者を介護保険給付から切り離す案については、大きな批判が広がり、断念したものの、訪問介護と通所介護を市町村事業に移す方向は検討課題となったまま残されました。第6期計画も、来年度から着手するわけですが、今国が進めている改定内容が通った場合、上里町の介護保険事業と介護利用者への影響について伺いたいと思います。

介護保険は高齢者の老後の人権と尊厳を守り、家族の負担を軽減することを目的に導入されたものでした。介護保険制度を目的に沿ったものにしていくためには、年金支給額が段階的に



減額されている中で、保険料の負担増はあり得ないことです。介護保険の国の負担割合を求め、必要な介護が受けられる制度にすることが必要と思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

要介護認定者の障害者控除の徹底について。

年が明けると、所得の申告が始まります。町はこれまで要介護認定者やその家族が申請したことに基づいて認定書を発行していますが、申請者は大変少ない現状でとどまっています。制度を知らないと申請はできません。要介護認定の方々がきちんと障害者控除の申告ができるように、認定書を漏れなく郵送し、制度を徹底することについて伺います。

シングルマザーの「寡婦控除」について。

現在の税制上では、結婚歴のあるひとり親家庭には適用される寡婦控除が、未婚のひとり親家庭では適用されません。しかし、ひとり親で子どもを育てる苦労は変わりありません。

そこで、結婚歴による差別をせず、未婚のシングルマザーについても寡婦控除をみなし適用することについて伺います。

みなし適用した場合、軽減されるものとして一番大きいのは保育料だと思いますが、そのほかにも様々な項目が該当すると思われますので、該当する項目について伺いたいというふうに思います。

高齢者・障害者のみ家庭の家具転倒防止策等について。

地震発生時に家具の転倒などによる事故を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、家具の転倒防止器具の取り付けやガラスの飛散防止フィルムの取り付けなど、支援することについて、2012年6月に質問しましたときには、建物が無事でも家具が転倒すると被害が大きくなるため、手軽な防災対策として、補助の対象者、限度額、取り付け方法などを調査し、実施の方向で検討したいと町長は答弁されました。その後の検討結果について伺います。

3、西部土地改良事業の問題について。

地権者説明と矛盾してしまった地目変更になった問題について。

質問で、地目変更というふうに書いてしまいましたけれども、これは以前にも質問しましたけれども、白地が青地になった問題ということで伺いたいと思います。

西部土地改良事業が終了した今になって、事業前には白地は白地のままだと地権者には説明されていたものが、事業が終了した後になって、青地に変更されるという問題が発生しています。なぜこうした問題が発生したのか、その責任はどこにあるのかについて伺いたいというふうに思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員から盛りだくさんの質問をいただいたわけでございますけれども、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、1番の子育て支援策について、 の子ども・子育て支援事業計画策定についての質問でございます。

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、町が策定する計画で、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画です。計画に記載する事項は、国の基本指針に基づくもので、概要の大枠は次のとおりでございます。

1点目が、教育・保育提供区域の設定、2点目が、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供制度の確保の内容及びその実施時期の設定、3点目が、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期の設定、4点目が、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保内容の4項目となっております。

上里町におきましては、関係機関の皆様方の御協力のもと、10月に策定委員会、いわゆる子ども・子育て会議を開催し、平成26年度に子ども・子育て支援事業計画の策定を目指し、事業を開始いたしました。現在は町内の小学校3年生以下のお子さんがある約1,500世帯に対しまして、アンケート調査を実施しておりますけれども、これは先ほど沓澤議員がおっしゃったとおりでございます。本計画書策定においても、保育所、放課後保育については、今後の子育て支援策の中でも重要な位置づけと認識しております。今回のアンケート調査より、就学前の教育、保育、放課後保育、子育て支援のニーズを正確に把握し、子育て世代が安心して子育てができる環境づくりに取り組み、将来の上里町の子育て支援策の方向性を示した計画書になるよう努めてまいりたい、このように思っております。

続きまして、安心して預けられる保育所についてお答えをさせていただきます。

現在上里町の保育所事業につきましては、例年町内保育所の定員数より申込数及び利用児童数が超過している状況が続いており、保育所への入所円滑化対策に基づきながら、保育所運営を行っております。

4月1日現在、町内保育所に通う児童が623名、管外委託児童数は114名となっております。管外委託は、原則保護者が通勤地、兄弟等の事情を踏まえ、町外の保育所を希望した場合に委託先に受け入れをお願いをしているところでございます。

また、保育所入園の基準として定めている保護者の労働時間ですが、上里町ではおおよその基準として週4日、1日5時間以上の労働がある場合に保育を認めております。この基準以上

であれば保育所入所申し込みができるわけでございます。

続きまして、保育料の兄弟減額を生きた制度にすることについてですが、現在、町では保育料の徴収について、同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部等を利用している当該児童については、2人目が半額、3人目が無料となっております。4月1日現在、第3子以降の無料世帯は11世帯でございます。他の自治体では、独自の多子軽減事業として、上の兄弟が小学校に進学した場合でも要件を満たしていれば、3人目以降も無料となっている自治体もありますが、埼玉県内の市町村では、ほとんどが就学前児童のみの該当としており、保育料軽減の支援策を実施しているところでございます。

また、保育料につきましては、上里町保育料金徴収基準額に基づき定められておりますが、国の徴収基準額よりも低く設定されており、さらに近隣市町と比較いたしましても、同等か低く設定しておるところでございます。

以上のことから、上里町の兄弟減額につきましては、国の保育所徴収金基準額表に準じて、今の制度での運営を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、放課後保育、公立の定員と児童館のあり方につきましては、児童館で実施している放課後児童クラブは、児童館の一部を利用して受け入れをしております。放課後児童クラブの利用児童が多く、放課後児童クラブ生が主流となっている状況でございます。定員につきましては、今年度、賀美が60名、長幡が40名、七本木が40名、東が60名、神保原が40名でございます。学校区によって待機児童について解決していかなければならない課題もございます。今後待機児童問題を解消し、地域の要望に応えながら、放課後児童クラブの運営を行ってまいりたいと思っております。

児童館の運営につきましては、児童に健全な遊びを提供し、健康増進や情操を豊かにする事業を取り入れながら、子育て世代、一般児童が気軽に利用できる児童館になるよう、今後も努めてまいりたいと思っております。

また、子ども・子育て支援事業計画の中においても、放課後児童クラブ、公立児童館について検討してまいりたいと思っております。

続きまして、民間学童の家賃補助及び施設については、現在民間学童3クラブに対しまして、家賃補助として月額1万円、年間12万円補助しております。今後町の財政状況、近隣自治体の補助金状況、委託金等を踏まえ、引き続き検討をしてまいります。

また、各民間学童施設に対しましても、昨年では各クラブにエアコンを設置いたしました。今年度は、風の子クラブに引き戸、フェンス、げんきクラブに障害者トイレの設置整備を行う予定でございます。これからも各クラブの要望、意見を聞きながら、埼玉県、町の補助金を利用しまして、子どもたちが安心して安全に学童クラブが利用できるよう支援をしてまいりたい、

このように考えております。

最後に、公私間の保育料負担の格差是正の助成についてお答えをさせていただきます。

現在、先ほど沓澤議員もおっしゃられておりましたけれども、公立クラブの保育料は一般家庭で最大5,000円、民間学童クラブの保育料は7,500円かかり、2,500円の差が生じております。保育料の格差につきましても、県内の公立クラブ、民間学童クラブの状況、さらに運営形態、施設整備、家賃補助等につきましても、総合的に調査、研究を行い、今後も公立クラブと民間学童クラブが共存して運営できる子育て支援策を実施してまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、の学校給食の助成について（義務教育費無償）は、学校給食が児童・生徒の心身の健全な発達を促進し、食に対する正しい理解と判断力を育成するために、学校設置者が提供するものと位置づけられており、また、学校給食費は、学校設置者の給食サービスの対価として保護者が支払うものとする考え方並びに食材費については保護者の負担とする、とする学校給食法第11条第2項の規定から、憲法で規定する、国が無償で提供する義務教育とは性質を異にするものと考えておるところでございます。受益者負担として有償であることは適当であると理解をしておるわけでございます。

平成25年度の学校給食費保護者負担額は、小学校児童1人で月額3,800円の年額4万1,800円、中学校生徒1人で月額4,700円の年額5万1,800円となっております。これは本庄上里学校給食センターで調理する給食の賄い材料費相当分となります。しかしながら、食材等の急な高騰に対応するため、メニューの充実を図るために、町では1食当たり4円を補助しております。また、生活困窮世帯の児童・生徒306人分の給食費については、平成24年度で就学援助費より1,295万7,330円を負担をしておるところでございます。

定住促進対策や少子化、子育て支援対策として、義務教育の無償化への取り組みを行っておる自治体もあるところでございますが、子を養育する上で、食を与えることは親の義務であり、それを代行する学校給食制度への対価たる給食費は、特別な条件に該当しない場合を除き、現行どおり有償とするものと考えておるところでございます。

続きまして、暮らしの問題について、の第5期介護保険の見直しと第6期の見直しについては、第5期介護保険事業計画は、平成24年度から平成26年度の3カ年で、事業計画の標準保険給付費見込額は、平成24年度は13億8,874万4,000円、平成25年度は14億5,185万6,000円、平成26年度は15億2,228万4,000円、3カ年の合計で43億6,288万4,000円となっておりますところでございます。

所得階層別高齢者については、平成24年度は6,121人、平成25年度は6,492人、平成26年度は6,803人と見込んでおります。

続いて、実績額でございますが、平成24年度の保険給付費は13億5,285万円で、平成25年度に向けて介護保険給付費準備基金への積立金は340万2,000円でございます。

介護保険料の階層別の第1号被保険者数は、平成25年4月1日現在で、第1段階93人、第2段階857人、第3段階704人、特例第4段階1,193人、第4段階983人、第5段階1,037人、第6段階705人、第7段階720人、合計で6,292人となっており、平成25年度の介護保険事業計画の所得階層別加入者割合補正後の第1号被保険者数を6,303人と見込んだ人数と比べ、11人の減少となります。

決算額で、保険給付費を比較しますと、平成23年度より平成24年度は6.6%の伸び率で、大きく増加しましたが、平成25年9月末現在では、保険給付費の伸び率は前年度比1.6%で推移をしております。しかしながら、10月以降は冬季における風邪等の予防のためのショートステイ利用等の伸び率により、保険給付費は伸びることが予想されます。

平成26年度は、先にも述べました給付費の伸び率は平成25年度と同様な見通しと認識しておるところでございます。

次に、第6期介護保険事業計画は、平成26年1月よりアンケートによる実態調査を実施する予定で事務を進めておるところでございます。アンケートの対象者は、要支援、要介護認定者600人、65歳以上の高齢者一般300人、40歳から64歳以下の若年者300人の合計1,200人を抽出して調査を行います。このアンケートにより、利用者のニーズを把握し、平成26年度に策定する第6期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に反映させていきたいと思っております。

今後当町では、65歳以上の高齢者は平成29年までの4年間に毎年約500人が増えることが予想されておりますので、給付費の伸び率も増え、それに伴って保険料の上昇はやむを得ないと思っております。

全国的に見ますと、団塊の世代の方々が75歳の後期高齢を迎える平成37年には、介護サービス利用がピークに達するといわれております。そのため、厚生労働省では、特別養護老人ホームの入居は、介護の必要度が高い中重度の要介護者に限定し、現行の要介護1以上から要介護3以上に見直し、特別養護老人ホーム、老人保健施設に入居する低所得者を対象とした食費と居住費の負担軽減制度を見直すことや、利用者負担割合を財産、預貯金の保有状況により1割負担から2割負担への改正、さらには要支援1、2を介護保険制度から切り離し、市町村が実施する地域支援事業に移行するなど、給付費を抑制する幾つかの案が審議されておるところでございます。

こうした急激な介護サービスの利用の増加に対応するため、介護保険事業計画は通常3年間の計画を策定しますが、第6期介護保険事業計画では、平成26年から平成29年までの3カ年に加え、平成37年度までの中長期的な目標の設定が市町村に求められる案が出ており、平成26年

度中に策定することとなっております。

今年度末には詳細が公表されると思いますが、今後、国の動向を注視しながら第6期介護保険事業計画の策定を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 の要介護認定者の障害者控除制度の徹底については、身体障害者手帳の交付を受けている方や、身体障害者に準ずる者等として市町村の認定を受けている方が障害者控除の対象であり、この障害者については、所得税法等の中で、常に就床を要し、複雑な介護を要する人、具体的には、その年の12月31日現在において、引き続き6カ月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等を行うことができない程度の状態にあると認められる方も対象となっております。

平成14年8月、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについて、国より通達があり、平成15年1月、児玉郡市内で、障害者及び特別障害者に準ずる範囲を検討した結果、要介護4、5を特別障害、要介護2、3を普通障害の対象とし、御本人の申請に基づき、認定書の交付をすることとなっております。そのため、町でも障害者及び特別障害者に該当しない65歳以上の高齢者で介護保険の要介護認定を受けている方に、上里町介護保険要介護認定者に対する障害者控除対象者に準ずる認定に関する事務取扱要綱に基づき、要介護2及び3に認定されている方は、普通障害、要介護4及び5に認定されている方は特別障害として、御本人の申請に基づき障害者控除対象者認定書を交付しておりました。

しかしながら、本庄税務署と調整した結果、平成25年度分の申告から申告時にこの障害者控除対象認定書を添付しなくても介護認定時に町から通知する介護認定結果通知書の原本を提示すれば、該当者には障害者控除が受けられるようになったところでございます。

障害者控除の受け方につきましては、申告の手引、または要介護認定の結果通知書に案内文を同封するなど、周知してまいりたいと考えております。

収入そのものが低い場合には控除を行う必要がない場合もあろうかと存じますが、税の申告会場において、利用できることをPRする掲示を行う予定でございます。

また、本庄税務署にも同様の注意掲示を求めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、 シングルマザーの寡婦控除については、未婚のシングルマザーの場合、所得税法の規定で、寡婦に当たらないことにより、みなし寡婦控除を導入し、未婚のシングルマザーに保育料等の負担の軽減をという内容でございますが、町の料金等の負担制度には、所得・所得税を基準として算定する保育園保育料、放課後児童クラブの保育料、町営住宅の家賃、就労援助制度がありますが、料金等の算定における基準となる所得・所得税は、所得税法において未婚の母の寡婦控除は認められておらない制度となっております。

みなし寡婦控除を導入するためには、制度の根拠規定等の改正が必須となり、現段階では一元的にみなし寡婦控除を導入ことは適当でなく、県内の自治体の状況も踏まえて、総合的に検討を進める必要があると、このように思っておるところでございます。

次に、番の高齢者・障害者のみ家庭の家具転倒防止対策については、地震により建物が無事でも、家具が転倒すると下敷きになってけがをしたり、場合によっては命を落とす危険が発生したり、室内で散乱状態のために避難が遅れるなど、被害が大きくなることが予想されるため、防災上からも必要と認識し、家具の転倒防止器具の取り付けは有効な安全対策と考えております。

東日本大震災以降、県内においても家具転倒防止器具取り付け支援事業のような形で、65歳以上の高齢者世帯や障害者を抱える世帯で、行政が支援をする自治体が増えております。

その状況を調べてみたところ、対象者につきましては、高齢者・障害者の世帯、ひとり暮らしの高齢者の世帯、障害者のみの世帯等、住民税課税状況に応じて一部有料、または無料のような制限はあるものの、幾つかの形態があります。

また、補助の内容につきましても、金額で上限を定めたり、家具3台までの取り付けを無料にするとか、器具に点数をつけて点数で上限を定め、その上限点数以内であれば、自由に取り付け器具や飛散防止フィルムを選べるなど、他にも器具のみの購入費補助であったり、器具の購入と設置費まで含め補助したり、多様な形態があるわけでございます。

昨年の議会におきましても、沓澤議員のほうから質問をいただいております。当町におきましても、これら先進的な自治体の状況を参考にしながら検討してまいりましたが、対象者及び補助の内容、実施方法等について、当町にとってはどういう形の補助が最良であるか、県内の状況を研究し、今後の対応と考えさせていただきたいと思っておるところでございます。

次に、最後の質問になるわけでございますけれども、西部土地改良事業の問題について、地権者説明と矛盾してしまった地目変更になった問題については、いわゆる白地・青地問題でございます。

そもそも上里西部土地改良事業では、平成13年当時の事業採択時点において、青地のみを対象とする県営事業として始められましたが、事業開始当初から道水路配置などのため、白地を含む区域を地区内に編入する必要があることを認識し、事業が進められました。

これらの白地地区編入につきましては、県の指導のもと、区域に入れるが、整地もせず、給水栓もつけず、面積も変えないなどを理由に、換地後も白地として取り扱うことで関係する地権者の皆さんの同意を取得した経緯があるわけでございます。

しかし、その後、県内他地区の土地改良事業で、法手続に関する会計検査院の指摘がございまして、法令遵守の徹底が県庁から本庄農林振興センターに申し渡されたそうでございます。

結果として、私は今年に入り、本庄農林振興センターから、換地後も白地として取り扱うことはできないとのお話を伺うに至ったところでございまして、その後、本庄農林振興センターに対しましては、当初土地改良事業を行う上で、換地後も白地として取り扱うと地権者に説明されているのだから、約束はきちんと守ってほしいと強くお願いをしたところでございますが、法律で規定されているため、できないというのが県からの回答でございます。

上里西部土地改良事業が県営事業であることとはいえ、このような事態になってしまったことを誠に申し訳なく思うと同時に、遺憾に思う次第でございます。

上里西部土地改良区では、役員会議の場で、本庄農林振興センターから、この事実を説明させていただき、対象者の方には、本庄農林振興センター職員と上里西部土地改良区事務局職員でお詫びと説明に伺っておるところでございますが、対象者の方からは大変厳しいお叱りを受けていると、このように伺っておるところでございます。

先ほどの保育時間の件でございますけれども、平成25年11月25日付で国の子ども・子育て会議において、保育標準時間利用の保育必要量を1日当たり11時間の開所時間でも対応するものとして、保育短期時間利用の必要量は1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、国の子ども・子育て会議で検討を行っていることを踏まえて、町において保護者の立場を考えて今後はいきたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 再質問をさせていただきます。

まず、子育て支援策についてのところで伺いたいんですけれども、現状の報告を町長にさせていただいたわけなんですけれども、短時間労働者に対しては週4日、1日5時間以上の場合には、通常保育の入所要件を満たしたとして入所しているということであります。しかし、政府が11月25日に示した短時間労働者の利用要件は月48時間以上、ですから、1日にすると、2から3時間くらいの労働でも短時間労働者として保育所を最大1日8時間利用できる方向でいるようです。

それで、短時間労働者の保育も行っていただけるという方向は大変ありがたい一方で、受ける側の保育園の労働者にとっては、例えば3時間プラス通勤時間で5時間しかあなたの保育時間は認めませんとなった場合に、一方の子どもさんが昼寝している途中で、あなたはもう5時間になりましたから迎えに来ますと、そういうことが起きるのではないかとということがすごく、この三法の議論の段階から大きな懸念として声が上がっていることなんです。

それで、短時間労働者としては、最大1日8時間の利用を可能というふうに、この間の議論の中でなっておりますので、上里町とすれば、ぜひその8時間を認めてもらえる方向での議論



をしていただきたいという要望であります。そのことについて答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 来年の計画の中で、ぜひ8時間ということで利用の対応はできるようにということで検討していきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 同じ保育園にいるお友達が、寝て起きたらいないとか、寝ている途中で迎えが来て、泣きながら起こされて帰るとか、そういうことがないように、周りの子どもたちとともに安全・安心に保育ができるような組み方をしていただきたいなという考えであります。

そして、先ほど町長の答弁の中で、入所希望が超過傾向にある、ここ数年来、管外に100人とか、120人の規模でお願いしているわけですがけれども、それは利用者の通勤等の利便性でお願いしているわけでありましてけれども、それは一方では、そちらの自治体も受け入れてくれる枠があるからであって、今全国で策定をしていますので、やはりどこの自治体も我が町の要求に基づいて枠を決めていったときに、上里町が例年このくらい来るよということで枠を組んでくれることは想定しがたいと思います。そうしたときに、路頭に迷うことがないような対策の数値のとり方を計画の中に入れていただける考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、沓澤議員のほうからお話ございましたように、これがいつまでも、ほかの町村で受け入れ態勢ができかねないという事態もあるわけがございますので、町の中で受け入れ態勢づくりを今後検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） そうした検討の中で、今、国は待機児童の解消に向けて特別地域型保育という形で小規模保育を進めています。しかし、本当に1人当たりの面積であるとか、資格を持った保育士が何人いればいい、いわゆる全員資格者でなくてもいいというようなそういう方向、安上がりな方向に進めようという考え方も一方であります。しかしながら、全国的にもそうしたところにおいて死亡事故なども発生しておりますので、きちんとした認可園、公立、もしくは社会福祉法人によるそうした保育料の設定で計画を立てていただきたいというふうに思っておりますけれども、そうした考えについてお伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、沓澤議員がおっしゃられたように、認定こども園につきましては、上里町ではまだできておりませんが、いちご保育室と申しまして、小規模で5人以下の保育をやられている方が1件ございます。そういうところを増やしていこうということで、国の政策の中でそういうふうに向かっているように思うわけでございますけれども、なかなかこういったところも事故も多いということでございますので、公立で何とか増やせばいいなというふうに思っておるところでございますけれども、やはり今後の財政事情だとか、そういうことを含めると、なかなか難しいのであろうというふうに思うわけでございますけれども、長期にわたって検討していきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 町長も小規模保育所についての事故の危険を念頭に置いていただいているようなので、ぜひそういう方向で、長期的な計画を立てていただきたいというふうに思います。公立ということでお伺いいたしましたので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そして、子ども支援策の中で、保育料の軽減策については余り検討されていないようでありまして、今、本当に子育て支援と号令ばかり大きくかかっているが、保護者の負担は増えていく一方、所得は上里でもここ何年来ずっと減ってきています。先ほども述べましたとおり、県内でも最下位のほうです。1人当たりの所得平均は55番目です。こういう厳しい上里町の労働者の実態を踏まえたときに、国の徴収料をそのままとっている自治体ははっきり言って全国どこにもありません。国の徴収料金より安いですよと言いますが、ほとんどが全国自治体努力をして安くしております。上里町が特別安いわけではありません。そういう中においても、第3子は無料、または同時ではなくても半額、そういう努力をしてくれているわけです。だから、そこまでいなくても、では本当にある制度が、半額が無理なら、同時ではない人の場合は3分の2にするとか、何か少しでも、絵に描いた餅の制度ではなくて生きた制度に、同時ではない第3子については無料にはできないけれども、町は何とか頑張って2分の1にするよとか、そういう考え方はないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 埼玉県の中では、そういう市町村ほとんどないわけですが、上里町だけがそういう今置かれている財政状況の中では、非常に難しいのであろうと、そうい

うふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 寄居町は第3子は無料ですけれども、付け加えておきます。埼玉県に全くないわけではないということです。

それでは、放課後保育のほうについて伺います。

先ほど賀美児童館についても60人ということでお聞きしました。今、子ども・子育て会議のほうでも改めて40人が示されましたけれども、既に国に先駆けて作った埼玉県の基準は40人であり、国も40人が理想だと。70人を超えた場合はもう補助金は打ち切ると打ち出したものの、なかなか希望者が多くて、解消ができなくて、今補助金はまだ切られずに残っていますけれども、指導すべき公立学童において、国や県の基準を上回った状態にいるのは好ましくないかなというふうに思います。

それで、一方で、民間学童保育所のほうは、保育料が高いために待機しているのに来てくれない、そういう現状があるわけです。先ほど町長は、7,500円というふうに保育料をおっしゃいましたけれども、おやつ代を含めた保育料ですけれども、民間は1万円なんです。それに延長保育料が1,000円、また、家賃補助はそれぞれの学童によって違うようでありましてけれども、同じ放課後保育を必要としていながら、公立に入れれば5,000円どまりだけれども、入れなかったらどうしても困ると、民間でそういう高い保育料になるというそういう矛盾が生じていると思います。住民の平等性からいっても、もう少し補助をしていただけないものかというふうに思うんです。

特に民間学童の運営を厳しくしているのは家賃です。毎月毎月必要なわけですから、熊谷市などは、もう何度も申しましたけれども、最高9万円まで家賃が1月補助されております。大宮市は全額補助になっています。家賃補助がない自治体が多いのは、全国的に公設公営、公設民営が8割を超えているからです。ですので、私は家賃補助を大幅に引き上げていただけるかどうか、それとも、今度の子ども・子育ての計画の中で、民間施設については公設にして民間に運営してもらおう、そういう方法をとるのか、どちらかの考え方について、町長に再度お聞きしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 放課後保育につきましては、40人が基準だと、そういうふうなお話をいただいたわけでございますけれども、賀美児童館だとか、東児童館はそれだけの面積があるわけございまして、それで、保育士さんもそこにいるわけございまして。特に東小地域にお

かれましては希望者が殺到しておりまして、最後は、いつも調整はさせていただいておるんですけれども、それでもぎりぎり間に合ったということでございます。ただ、賀美などはちょっと定員に満たない、そういうところもあるわけでございますけれども、東小地区からそちらへわざわざ行くというのも大変ですから、なかなかその辺のところはうまくいっていないのが実情でございます。そういった中ではございますけれども、民間と公営の差があるということでございます。

民間の家賃補助、もう少し検討していただけないかということでございますけれども、それらのことも総合的に勘案をしながら、少し検討してみたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 放課後保育の児童の定員については、施設の面積が大きいからというのではなくて、1施設40人が望ましいということです。多分今度の子ども・子育ての方向でいきますと、40人以下ということになると思います。1人当たりの面積は1.6なんとか平米とあると思いますけれども、職員を多くすればいいということではなくて、規模的に40人を超えた場合は分割しましょうというそういう方向の流れです。

ですから、児童館は立派な施設だから60人いいんですよということとはちょっと考え方が違いますし、先ほど町長は、一般の子どもたちも放課後クラブ生も自由に利用できるようにというふうにおっしゃいましたけれども、やはりクラブ生が大半を占めていて、一般の子どもたちはなかなか入り込めないみたいな状況も一方であります。ですから、理想的には児童館は、児童館の館とする中にいる放課後クラブ生な訳ですから、本来は40人といっても最大が40人であって、できれば一般の子どもたちが遠慮なく遊べる程度にとどめていくのが理想なのではないかなというふうに思っているところなんです。かといって、希望のある保護者を待機にするわけにはいかないの、そういう策も計画の中に入れていかなければいけないのではないかと思いますけれども、そのことについて、再度お尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 児童館を利用している子どもたちは、放課後児童クラブということで独占してしまう、そういう傾向があると、そういうお話もあるわけございまして、これも非常に難しい課題が山積しておるわけございまして、先ほども申し上げたように、補助の問題だとか、民間のクラブの皆さんが放課後利用できるような今後体制づくりが必要なのではないかなと。ただ、一般の子どもたちも、児童館に通っていない子どもたちは放課後児童クラブに行きづらいと、そういう面もあるようございまして、そういうことも総合的に判断した中

で、今後の児童館のあり方、そういうものも検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 実際問題、民間学童保育所においては、保護者の負担が所得に応じた対応できません。それは運営が厳しくて、そういうことをすれば運営が成り立たないからです。公立で扱っていただければ、もしかしたら無料の方も、民間だとどうしても同じ保育料になってしまいます。そういうところの助成制度は、全国的にも6割の自治体が行っているようで、私も調べてびっくりしました。そういうことについての考え方は、町長どうでしょうか、お尋ねいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） そうした低所得者の皆さんが公立に入っていれば保育料が無料で行っているのにも関わらず、民間では同じ平等でとられている、そういうことにつきましても、少し検討して見ていきたいというふうに思います。ただ、そういう人を優先的に入れるかどうかということも、これからは研究する大きな課題ではないかなと、そういうふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ぜひ早急な検討をお願いしたいというふうに思います。

の学校給食費の助成について伺います。

町長は、義務教育は無償でも給食費は別ですよと、それは私も存じております。保護者の負担を取っていいというふうには規定されております。しかし、少子化、貧困世帯の連鎖問題が起きている時代に、学校給食費の無料化や助成の動きが全国的にすごく広がってきていることも事実であります。それはやはり食べるものは親の負担が当たり前という考え方があるかもしれませんが、それほど貧困化が進んでいるあらわれでもあるし、世論の反映でもあるかなというふうに思っています。

学校給食の無料化を一番早く進めたのは山口県の和木町、1951年から小学校を全部無料にして、中学校へまで拡大したようです。2006年には北海道の三笠市が無料にしておりますし、2009年は茨城県の大子町が無料にしております。そして、千葉県の神崎町なども無料です。あと、山梨県の早川町、ここは当初は一部助成だったんですけども、今は全部無料に切り替えて、ここは大変すごいですけれども、まさに全児童・生徒が就学援助の体制だなということで、給食費、通学費、教材費、修学旅行費など、かかる負担をすべて町が負担というそういう

自治体もあるわけです。決して財政力が豊かな自治体ではありません。

県内を見ますと、滑川町が2010年に全児童・生徒の公費助成、それを幼稚園、保育園にも広げて無料にしております。長瀬町も小学校の児童に対して1,200円、中学校の生徒に対して1,500円の助成を行っています。秩父市は第2子の給食費を免除、皆野町は第3子のいる家庭で第1子から免除、3子入れば第1子から免除です。小鹿野町は2人以上の子どもがいる家庭で第2子以上の給食を免除、幸手市は2人以上いる家庭で第2子は半額、第3子は免除、隣の神川町も町内に3人以上の児童・生徒がいる家庭で3人目以上含めて全額免除、これは第1子が高校生になっても3人目の免除は継続するというふうになっているようです。

ですから、財政があるなしではなくて、この間、町長にお伺いしましたけれども、上里の児童・生徒に1,000円の補助をしたときに2,863万円、2,000円補助したら5,726万円の実現できるという答弁をされております。皆野町や長瀬町は、上里町よりも財政的には厳しいところだと思います。こういうふうに見ますと、あとは町長の子育て支援に対する考え方なのかなというふうな思いもします。私も本当は全額免除と言いたいところなんですけれども、やはり一歩から進めていくということで、助成に踏み切れないのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど沓澤議員がおっしゃられていたすべて無料かというのは、余り好ましくないのではないかなと。生活困窮者だとか、生活保護者だとか、そういう方なら話も別ですけれども、ただ、沓澤議員も御存じのとおり、上里町は本庄市と一緒に給食センターで行っておるわけでございまして、上里だけがということは非常に難しさもあるというふうに思っております。そうかと言って、上里町でもそれだけの財政負担をするだけの余裕というのはなかなかないわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 今の町長の答弁ですと、つくるときになぜ町は単独にしなかったのかということが悔やまれることですよ。千葉県の先ほど紹介した自治体は、10年前の建て替えのときに試算をして、自校方式にして、そして、そのほうが単価が安くて助成をしているわけなんです。たとえ一緒にやっても、町が本庄市に迷惑をかけるわけではないです。町が助成をしてちゃんと本庄の学校給食センターに納めるわけですから、ぜひ少額でもいいですから、補助のスタートを切っていただけないでしょうか、再度お聞きします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 自校方式の問題でございますけれども、本庄市も児玉町のほうが自校方式をやっておるわけでございまして、本庄上里学校給食センターとその児玉の自校方式で非常に差があるわけでございます。自校方式のほうが高く、それで今本庄市も悩んでおるところでございますので、今からそんなことを言ったってしょうがないですけれども、自校方式は現実的には児玉のほうが高く、それでこっちの上里と給食センターのほうが安いということですので、その辺のところをどういうふうにしていったらいいかということで、市長も非常に悩んでおるようでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 済みません、本庄市の悩みではなくて、上里は本庄市に関係なく、助成をしても給食センターには迷惑がかからないのではないかとということでお尋ねしたわけなんです。再度それは答弁いただきたいと思います。

時間がないので、介護保険のほうに行きたいと思っておりますけれども、先ほど町長は、国が給付を切り下げて負担を増やす方向でいますということをおっしゃいました。まさにそういう議論がされていると思います。これから毎年500人ずつ上里町でも増えていくので、ますます保険料の負担増が必要だと言われましたけれども、では、町民にとって前回4期から5期に変わったときに、保険料は30%も上がったんですね。そんなに高い保険料をさらに上げるということについて、住民が耐えられるとお考えなのかどうか伺います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 介護保険料は相互補助の精神に基づいてやっておるわけでございまして、これは全体でやっているわけではございませんけれども、そういう意味からしますと、これは町の財政負担をできないわけでございますから、かかった費用につきましては、介護保険のほうで支払うのは義務ではないかなと、そういうふうにお考えになっておるわけでございまして、これはもう予防をして、できるだけお金がかからないようにしていくよりほかないのではないかな、そういうふうにお考えしております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 介護保険は今、国も議論している最中でありまして。前回の5期の策定のとき、住民のアンケートの一番多くは、保険料、最低、最高幾らまで納められますかで、3,000円までというのが一番多かったわけなんです。しかし、今基準額で月額4,800円になっていると思っております。それが相互の負担だからやむを得ないというお考えであるようでありまして

れども、今、国が議論している段階でありますので、やはり国に対してもっと国庫の負担を増やして、上里町の住民にこれ以上の保険料はお願いできないという声をぜひ挙げていただきたいと思いますが、その考えについて伺います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 国の負担を増やせということにつきましては、今後町村会等とも機会がございましたら、要請をしてみたいというふうに思っております。

先ほど沓澤議員の前年度に対して30%も上がっておるというお話をいただいておるわけですが、いざいざけれども、児玉郡市におかれましては、御存じのとおり、上里町は月額4,430円、そして、本庄市が4,900円、美里町が4,000円でございますけれども、神川町は4,550円ということで、上里町が突出して30%も上がったとしても、高いわけではございません。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 近隣もみんな同じだと思います。大変高齢者にとって年金が減っている中で、またさらに値上げということは、だから、近隣の自治体とも声を揃えて、ぜひ国に意見を挙げていただければというふうに思います。

最後ですけれども、時間がありませんので、土地改良事業の問題について伺います。

町も白地は白地のままと認識して事業を進めてきたけれども、今年度に入って、町長も初めてその報告を受けて、遺憾に思うということでもありますけれども、なぜこういう問題が発生したのか、その責任はどこにあるのか、遺憾に思っても、地権者の財産である白地は青地になってしまうしかないのか。私も法律的に見てどう見ても、取り寄せてみましたけれども、無理なんですよ。無理なことがなぜ白地でいくんだよという説明がされたのか。行政が説明したことに対して、地権者は首をひねりながらもそれができるんだなと思って、一緒に進めてきたと思います。だから、そのことをどうされるのかについて伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 全く沓澤議員のおっしゃられるとおりでございます。今回の土地改良は県営の土地改良でございます。私は特には、今まで存じてなかったんですけれども、恥ずかしいんですけれども、担当者が県の指導に基づいて、私も初めて聞いたとき、そんなことできるわけがないのではないですかと、そういう話をさせていただきましたけれども、県の指導のもとに上里町がそれのできるのならやらせていただきましょと、そういう指導のもとにやらせていただいた。完了してから会計検査で注意をされて、それで県がそれではできない、そ



んなことはできないと、そういうふうにおっしゃられたわけでございまして、本当に申し訳ないというふうには思っておるわけでございますけれども、これをどこに責任があるのかと言われれば、我々も責任の一旦はあるだろうと思うけれども、県にあるのではないかと、そういうふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 本当に14人の方が対象らしいんです、この問題の地権者は。それで、全く鍬1本入っていない、それで、白地に戻るから水道の管もついていない。土地改良するときに、実費で出しますから水道管をつけてほしいと言ったけれども、白地なんだから無理といってつけてもらえなかった。だけれども、終わった途端に青地ですと言われたと。そして、地権者は責任がないということを町長もお認めになりましたし、この問題は事業を進めた県に責任があるというふうに私も思います。

そこまで明らかになっているのに、地権者は先祖代々から受け継いできた大切な土地を諦めなければいけないのかどうか。それは県に責任をとっていただいて、何らかの対策を講じるべきではないかなというふうに思うんですけれども。私もどういうふうな対策をとったらいいのかもわからないんです。それは土地改良の中に点々としているからなんです。せめて1カ所に白地がまとまっていてくれたならば、何かその分だけ補助金を県から国に返還していたとか、そういうことも可能かなと思ったりもしたんですけれども、何せばらばらと優良農地の中に白地があるということは、法的には土地改良としてはあり得ないことなのに、なぜ素人の私でもわかるようなことが起きてしまったのか。それで、地権者は泣かなければいけないのか。そのことについてやはり納得できないし、何らかの責任を県にとっていただくしかないのではないかなというふうに思いますけれども、考えをお聞きします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私も初めてそれを耳にしたときは、やはり国の補助金も県の補助金も農地の改良のために受けておるわけです。だから、当然、白地が白地のままで土地改良はできないだろうと、そういうお話を申し上げました。もしそれをやるのでありましたら、その白地も農振に入っていて、そしてやるよりほかないだろうと、そういうお話をしましたけれども、県の指導はそういうことで、県の指導に基づいて町の職員と県がやったということでございます。

今後対応といたしましては、我々も対応策というのは全く考えられないわけでございますけれども、今後の対応につきましては、本庄の農林振興センターと相談させていただく、それよ

りほかはないのだろうと、そういうふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時17分散会